

**WORLD
TSUNAMI
AWARENESS
5 NOVEMBER DAY**

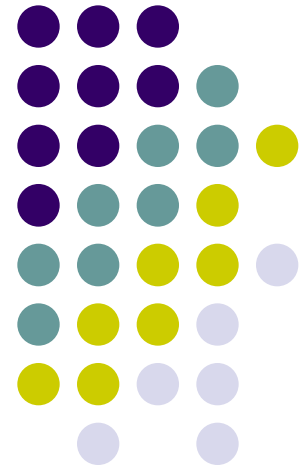


11月5日は「世界津波の日」

復興計画事前策定の手引き（概要）

平成30年2月

和歌山県



「復興計画事前策定の手引き」目次

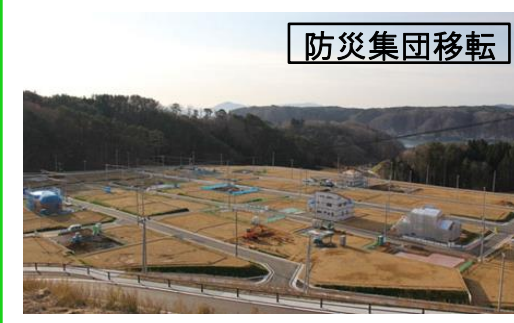
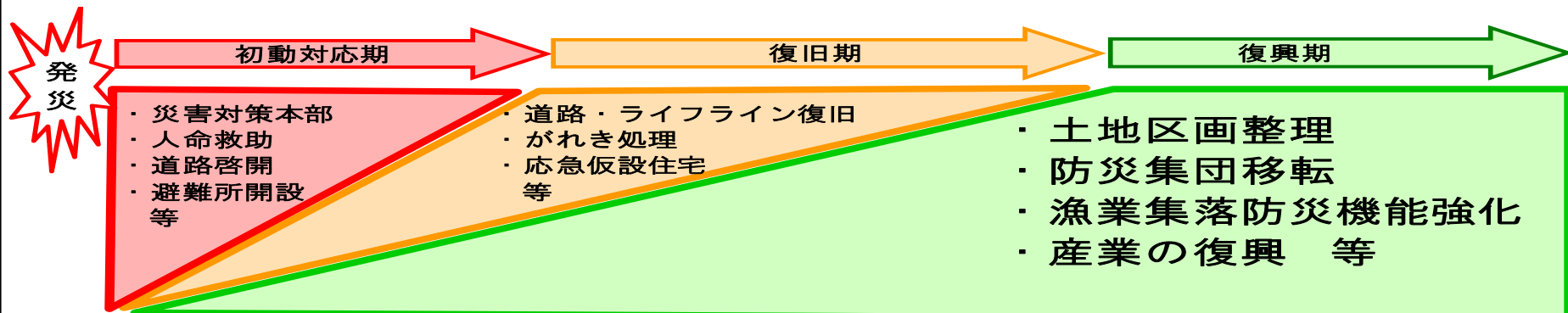
第1章	復興計画事前策定の必要性	……1
第2章	東日本大震災の復興から学ぶ	
第1節	東日本大震災における復興への取組	……5
第2節	復興まちづくりの考え方	
1	東日本大震災の被災地における復興まちづくりの基本的な考え方	……6
2	復興まちづくりの検討プロセスと事例（ケーススタディ）	……8
3	東日本大震災被災地において活用された建築制限等	……32
4	東日本大震災被災地において復興まちづくりに活用された事業	……33
第3節	東日本大震災における復興まちづくりの課題と対応	……34
第4節	産業の復興	
1	東日本大震災の被災地における産業の復興状況	……35
2	産業復興のための制度と活用事例	……39
3	産業復興の課題と対応	……44

第3章	和歌山県における復興計画事前策定	
第1節	復興まちづくりの基本的な考え方	
1	地震・津波災害の想定	……45
2	和歌山県の復興計画事前策定の基本的な考え方	……49
第2節	復興計画事前策定の進め方	
1	まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定	……52
2	復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理	……53
3	復興計画事前策定における基本的な方針	……55
4	あらかじめ取り組むべきこと	……58
5	「復興まちづくりイメージ」の作成	……64
6	復興計画事前策定の手順	……73
	南海トラフ地震からの復興計画の事前策定に向けた統一手法研究会	……74

第1章 復興計画事前策定の必要性

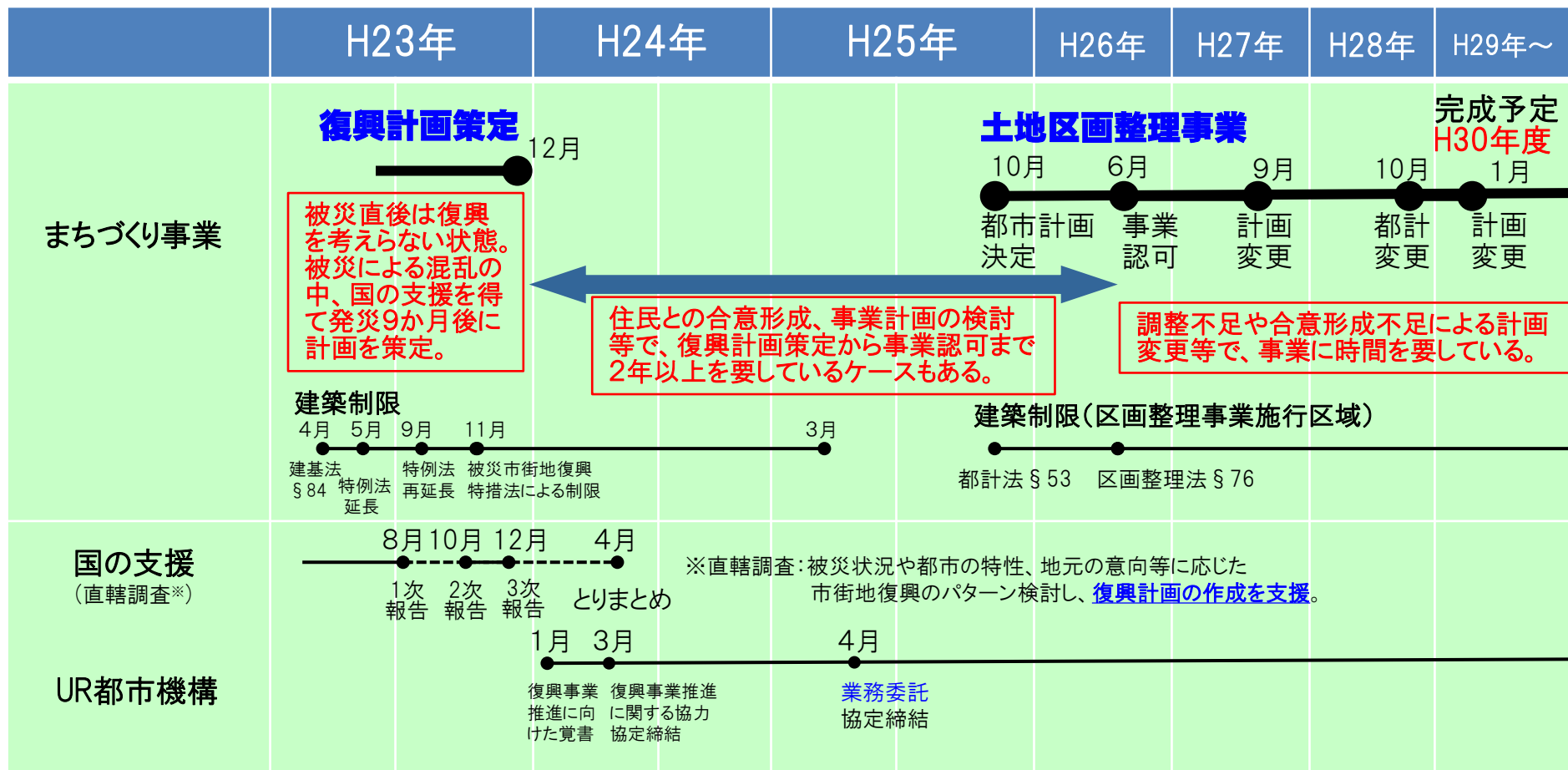
- 大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、「復興まちづくり」への対応が遅れるおそれがある。

【大規模災害への対応イメージ】



- 復興事業はこれまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなる。
- 復興事業に時間がかかりすぎると、地域の活力が失われるおそれがある。

【復興進捗が遅れる例】



- ▶ 被災前に復興計画事前策定を行っておくことにより、発災以前から完成イメージを共有し、いち早く復興に取り組むことが可能となる。
- ▶ 被災後も住民が住み続けたいまちとするためには、現在のまちが有している課題の解消策を復興計画に盛り込んでおくことが重要である。

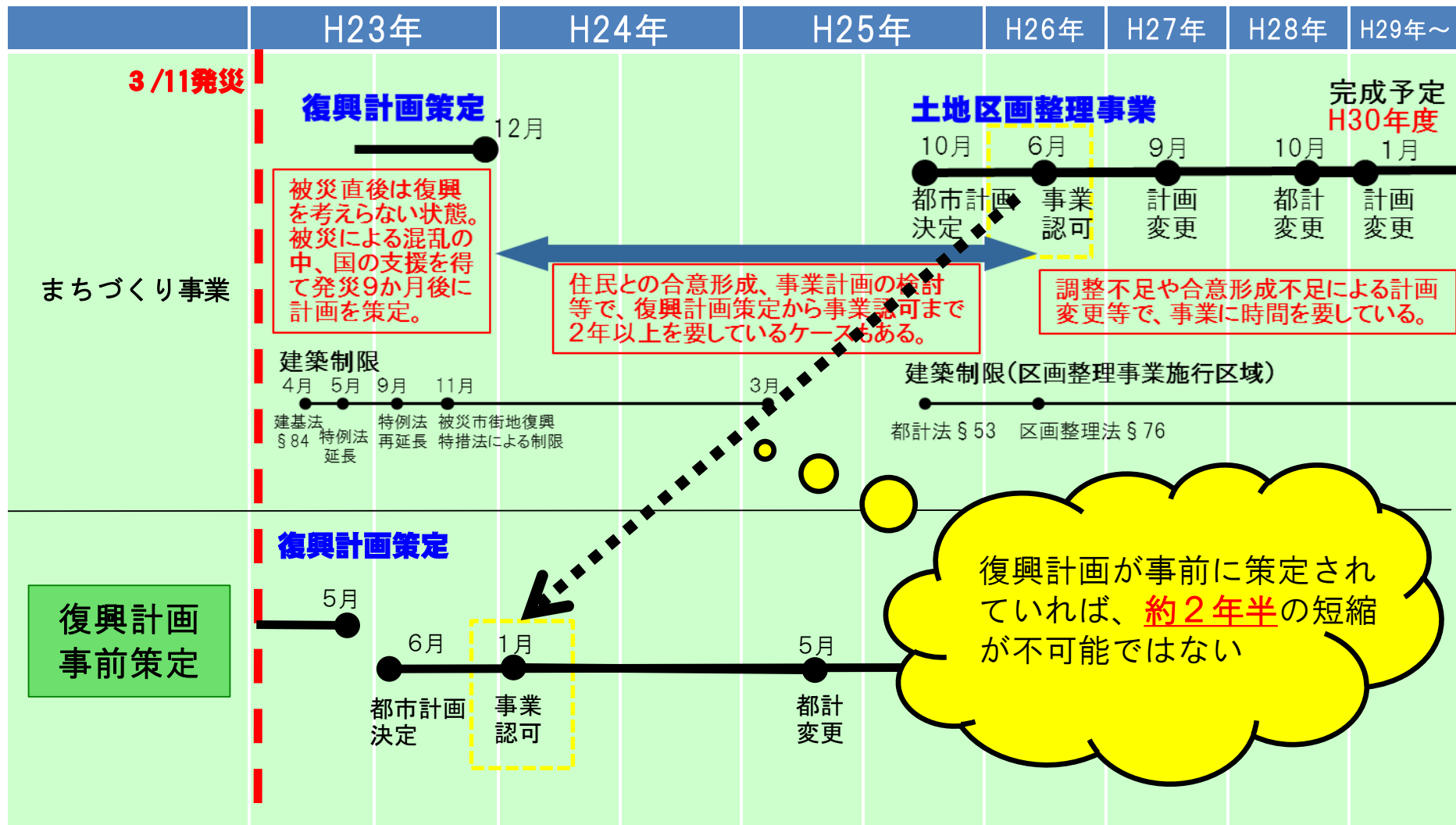
【東日本大震災における復興計画策定時の問題】

- ▶ 被災で混乱し、市町村は茫然自失となることに加え、人材が不足するため、復興について考えられない
 - ▶ 被災前のまちに戻すか、嵩上げや移転をするのか等の復興方針がまとまらない
 - ▶ 住民への意見聴取の取組不足や漁業者等からの堤防等海岸保全施設の整備への反対等により、事業計画策定段階における合意形成が長期化
 - ▶ 将来的なゾーニングを考える時間がなく、まとまった用地を応急仮設住宅等に活用したため、復興まちづくりに必要な用地確保が困難
 - ▶ 復興の見通しが立たないことにより、地域の経済活力が失われ、さらに住民が移住し、若年層を中心に人口が減少
 - ▶ 仮設住宅での生活が長引くことで、生活再建が遅延
- ▶ 南海トラフ地震は、より広範囲の被災が想定されており、国からの十分な財政的支援を受けられない等、東日本大震災より、復興への取組環境が困難になるおそれ

復興計画事前策定が必要

現実的な計画

【復興計画事前策定による効果（イメージ）】



第2章 東日本大震災の復興から学ぶ

第1節 東日本大震災における復興への取組

- 東日本大震災発生後、国、県、市町村において復興に向けた取組が行われた。
- 国では復興基本法の制定や復興財源の確保等、県では復興まちづくりへの支援、市町村では復興整備計画の作成や都市計画決定等の取組が行われた。

【国・地方公共団体の復興に向けた主な取組】

国	県(宮城県の例)	市町村(女川町の例)
H23.3.11 東日本大震災発生		
H23.6 東日本大震災復興基本法 (東日本大震災復興対策本部の設置等) H23.6～ 津波被災市街地復興手法検討調査と復興まちづくり 支援(国土交通省)	H23.4 建築基準法第84条の規定に基づく建築制限区域指定 市町の復興まちづくり計画(おせっかいプラン)提示 H23.4～ 復興まちづくり制度改善や財源確保に関する要望活動	
H23.7 東日本大震災からの復興の基本方針 (東日本大震災復興対策本部決定)		H23.9 女川町復興計画の策定(県内2番目 復興期間8年)
H23.11 東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法 (復興財源の確保)	H23.10 宮城県震災復興計画の策定	H23.11 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
H23.12 復興庁設置法 (H24.2 復興庁設置)		
H23.12 東日本大震災復興特別区域法 (復興の円滑迅速な推進の制度構築)	H24～ 復興特区法に基づく「復興整備計画」の共同策定	H24.3 復興整備計画の作成 被災市街地復興土地地区画整理事業の都市計画決定 (独)都市再生機構への一体的業務委託及びCM (コンストラクション・マネジメント)方式による発注施 工管理の実施 H24.9～ 防災集団移転促進事業の大臣同意 H24.12 建築基準法第39条による災害危険区域の指定 H25.10 津波復興拠点整備事業の都市計画決定 (H27.3事業認可)

第2節 復興まちづくりの考え方

1 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの基本的な考え方

(1) 宮城県の復興まちづくりの基本的な考え方

【土地利用の考え方】

〈石巻以南の平野部〉

- 居住地及び公共公益施設は、津波シミュレーションにより浸水しない区域に配置することを基本とするが、浸水区域内で現位置再建が必要な地区については、多重防御施設や宅地の嵩上げ等により浸水深を2 m以下にした上で、居住地等としての利用を許容する。
- 浸水深が2 mを超える地区については、原則として、産業用地（商、工、水産業等）に限定した土地利用を図るものとする。

〈石巻以北のリアス海岸部〉

- 居住地は、津波シミュレーションにより浸水しない区域に配置することを基本とする。
- その他は、石巻以南の平野部と同じ。

【海岸保全施設】

- 背後集落や主要幹線等が存在する場合は、比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対応する高さとし、重要施設が存在しない場合は原形復旧による被災前の高さで整備する。

(2) 岩手県の復興まちづくりの基本的な考え方

【土地利用の考え方】

➤ 土地利用を公共系、居住系、業務系に大別し、それぞれ想定浸水深を考慮した望ましい土地利用の考え方を示している。

(例) ・庁舎、学校、公民館等の公共系は、災害対策の拠点となるもので、浸水しないエリアに誘導する。

・住宅、病院、福祉施設等の居住性を伴う居住系は、津波リスクの最も低い内陸側から誘導することを基本とする。

・事務所、店舗、工場等の居住性を伴わない事業系は、利便性や業務内容に配慮しながら地域産業の早期再建の観点でエリアの設置を行う。

【海岸保全施設】

➤ 海岸堤防の整備については、比較的頻度の高い津波（レベル1津波）の設計津波の高さを前提として、環境保全、周辺景観との調和、経済性等を総合的に考慮した高さで整備する。また、設計津波による計画高より現行の堤防高が高い場合は、現行の高さで整備する。

（1）復興まちづくりの検討プロセス

- 東日本大震災の被災地では、以下のプロセスで復興まちづくりの計画を策定

想定する津波と復旧する海岸堤防の高さを設定



- 想定する津波の水位設定の考え方：国
- 復旧する海岸堤防の高さ：海岸管理者（県等）

津波シミュレーションにより浸水範囲を想定



- 海岸堤防整備後のシミュレーションを被災市町村が実施

土地利用の検討、決定



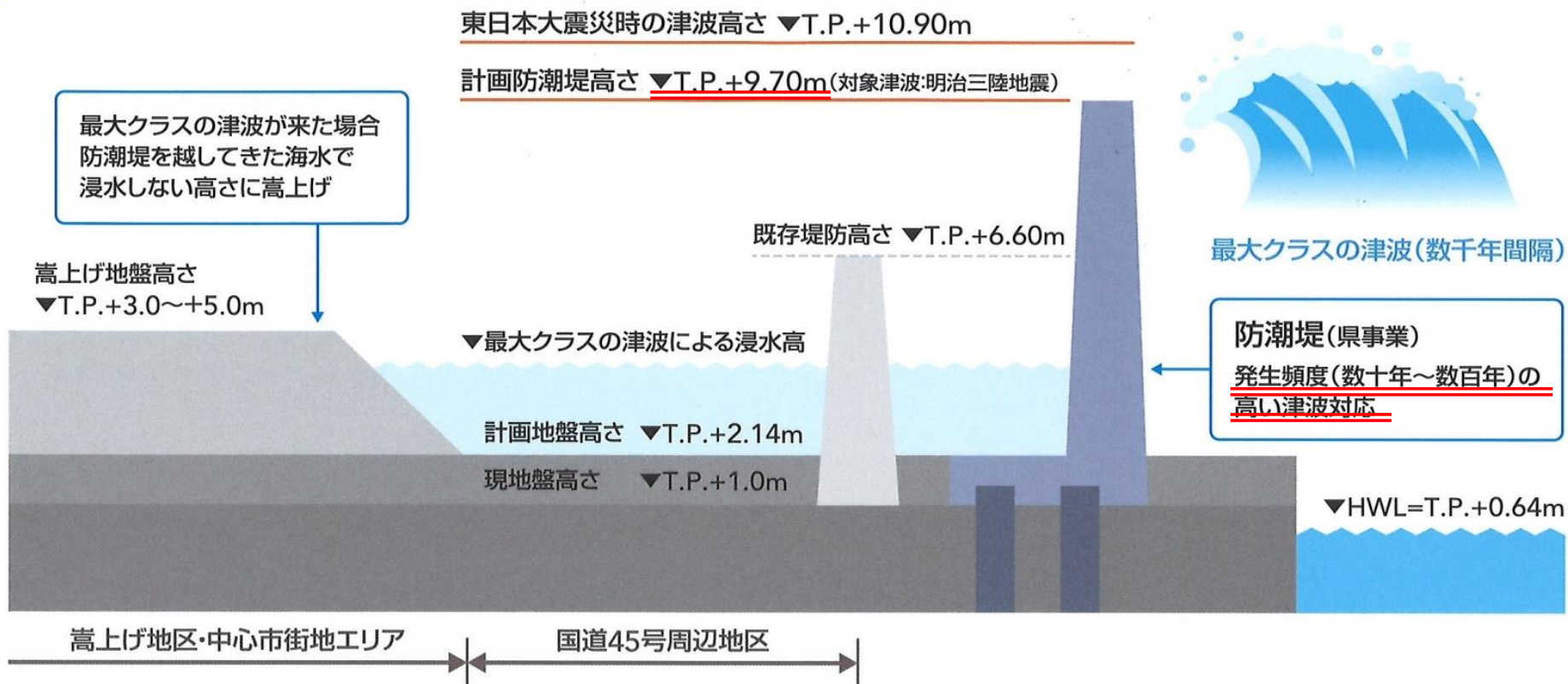
- 住民説明会やアンケートを被災市町村が実施
- 国の直轄調査における提案をもとに、被災市町村が土地利用を決定

事業手法の選定

- 国の直轄調査における提案をもとに、被災市町村が事業手法を選定

【想定する津波と復旧する海岸堤防の高さ設定】

- 堤防の高さ設定のため、国が数十年から百数十年に一度程度で発生する津波（レベル1津波）の水位設定の考え方を提示（H23. 7. 8通知）
- この考え方を基に海岸管理者が海岸堤防の高さを設定
- 被災市町村がまちづくりのための津波シミュレーションを実施（国の直轄調査の結果を活用）



(2) 復興まちづくりの事例 (ケーススタディ)

- 東日本大震災の被災市街地では、地形の特性等を踏まえ、多重防御や地盤の嵩上げによる現地再建、内陸や高台への移転等を組み合わせて、津波災害に強い復興まちづくりが行われている。
- 平野部及びリアス海岸部における復興まちづくりの事例を紹介する。

ア 平野部の復興事例 (宮城県石巻市の例)

多重防御による現地再建と居住地の内陸移転を組み合わせた事例

➤ 宮城県石巻市の被災状況等

○ 人的被害

- ・ 死亡者3,181人
- ・ 行方不明者419人

○ 建物被害

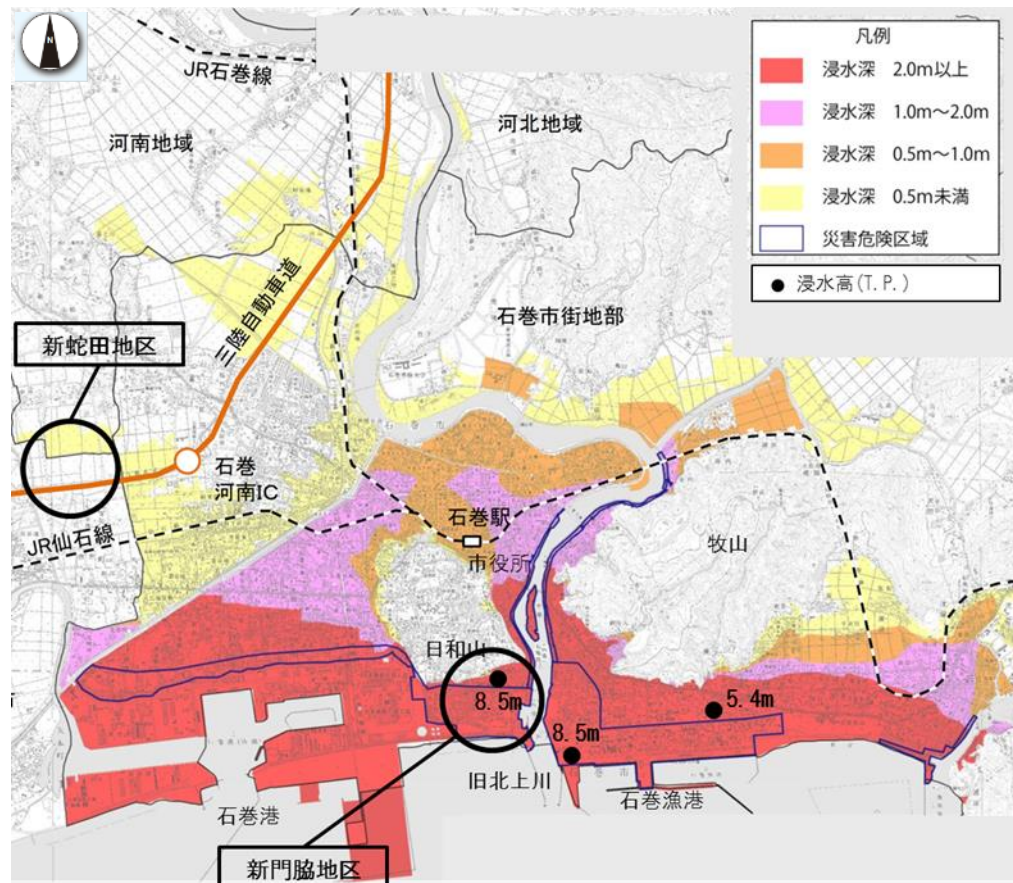
- ・ 全壊：20,039棟
- ・ 半壊：13,048棟
- ・ 一部損壊：23,615棟
- ・ 被災住家数は、被災前の全住家数の76.6%

○ 津波の概要

- ・ 津波高8.6m以上
- ・ 浸水面積73km² (市内の13.2%) で、平野部の約30%が浸水

○ 被災前の概要

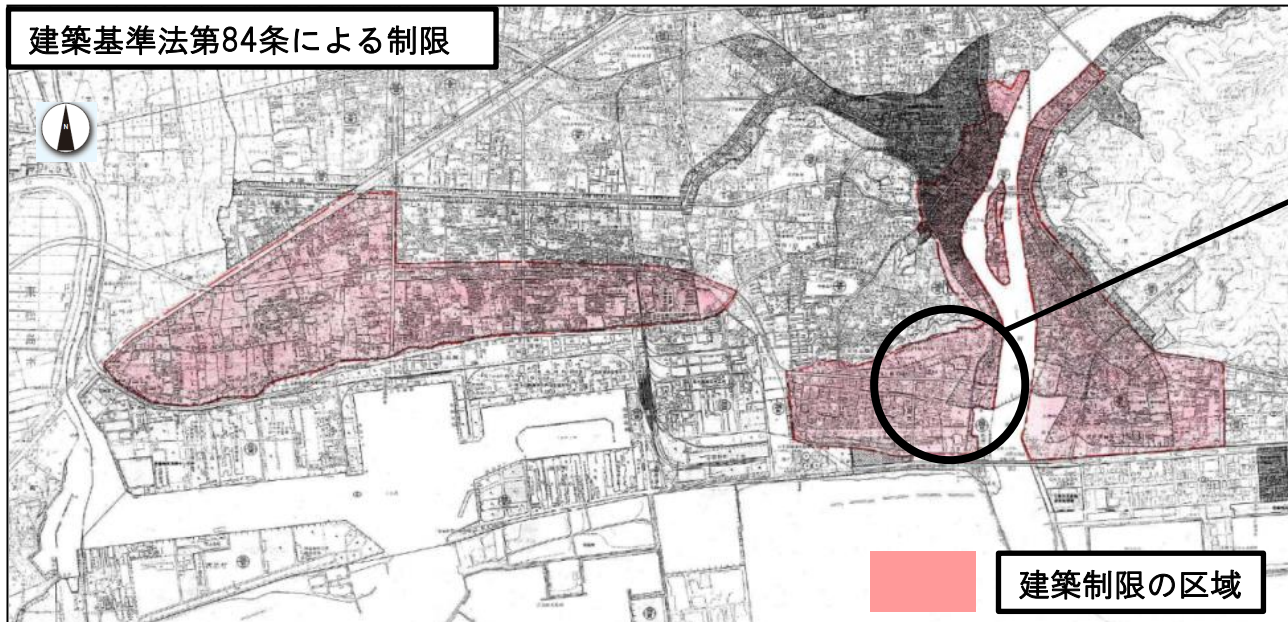
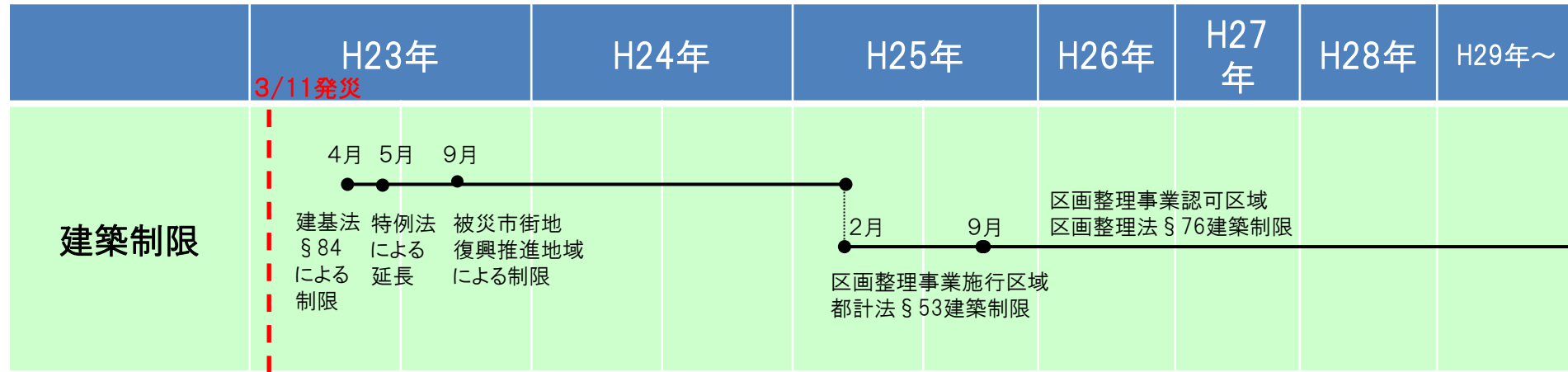
- (新門脇地区)
 - ・ 住宅地を中心とした土地利用を形成
 - ・ 標高約60mの日和山とその背後に高台
- (新蛇田地区)
 - ・ 農地



(出典 東日本大震災からの復興—最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して— (H28.12) より抜粋)

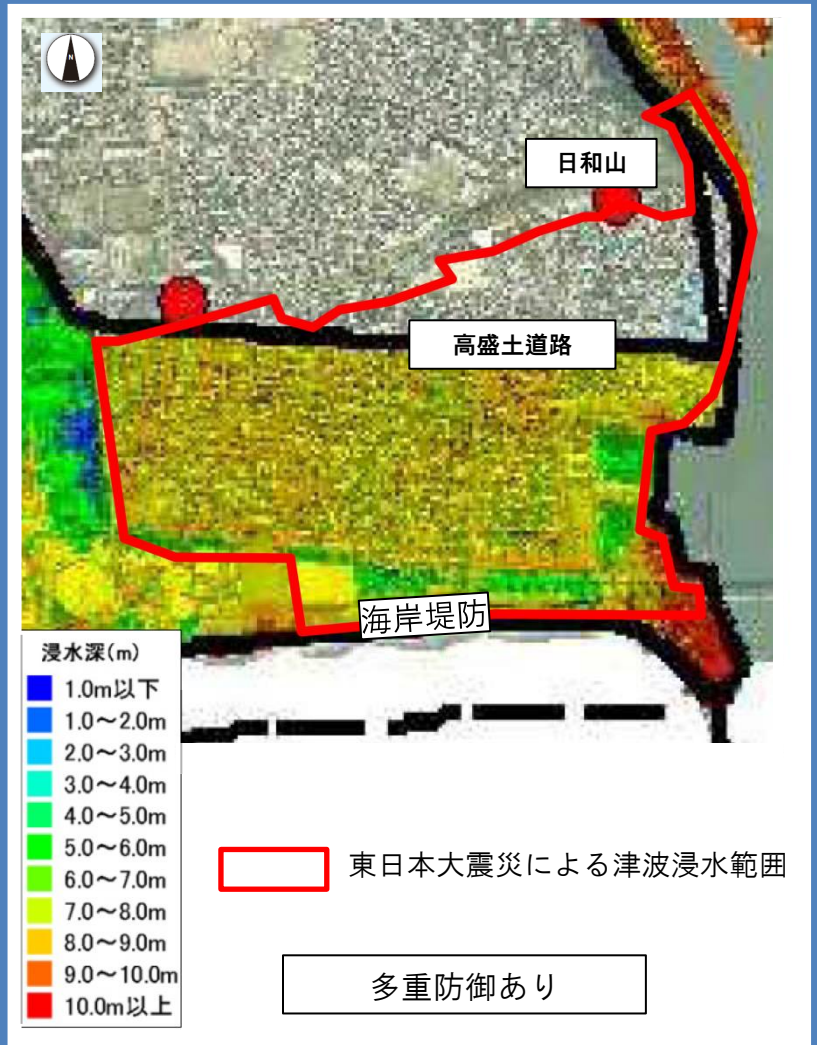
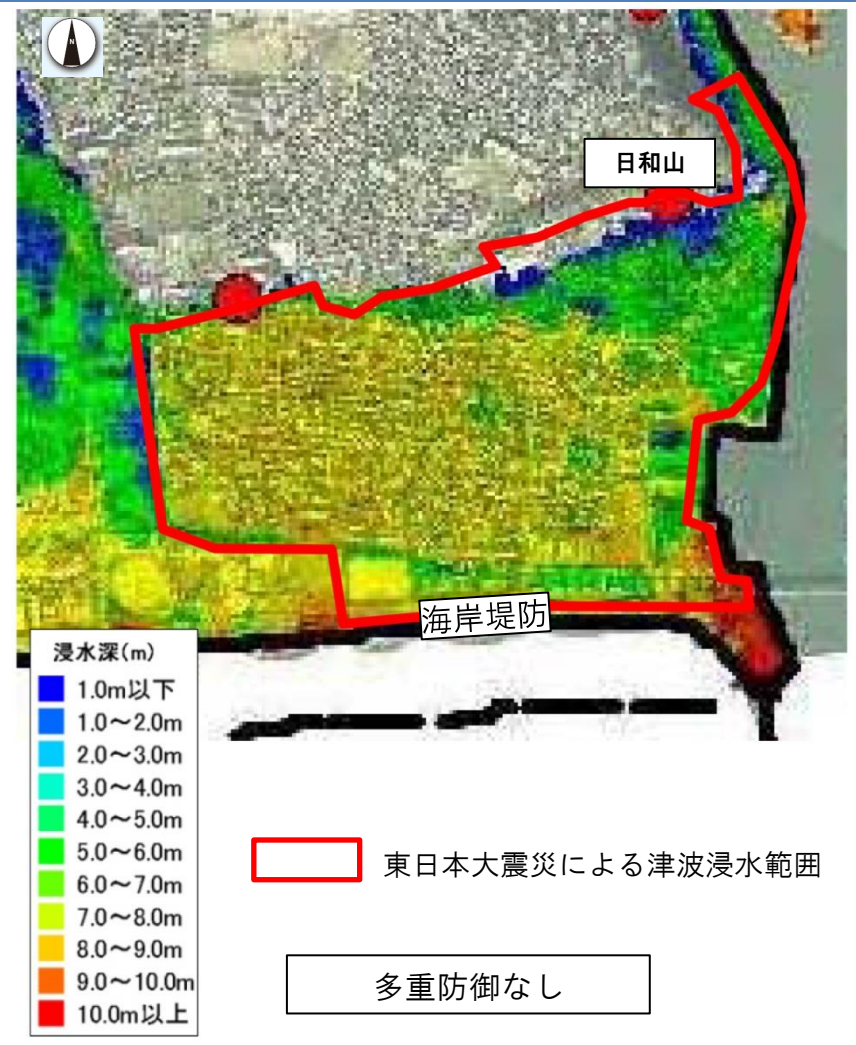
➤ 石巻市中部地区の建築制限

○無秩序な建築行為等による復興まちづくり事業への影響を防ぎ迅速な復興を図るため、建築制限を行っている。



石巻市新門脇地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定

○レベル1津波を防御する海岸堤防と高盛土道路を整備した場合の多重防御での津波シミュレーションを行った結果、高盛土道路より内陸側は浸水しない。



➤ 石巻市中部地区等の土地利用の決定

- 高盛土道路より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーンとして活用
- 高盛土道路より内陸側は土地区画整理事業等により良好な住環境を整備
- 災害危険区域内の従前居住地は、内陸部の新蛇田地区に移転

可住地

土地区画整理事業等により良好な住環境を整備

高盛土道路

原則
非可住地

公園、産業ゾーンとして活用



➤ 事業手法の選定

○防災集団移転促進事業で行う必要がある一連の項目の①から⑭のうち、⑤移転先の現地調査、⑦移転先の用地買収、⑨住宅団地造成工事の実施、⑩住宅団地の出来形確認測量、⑪住宅団地の登記を土地区画整理事業で行った。

○移転者・移転元のソフト面は防災集団移転促進事業で、移転先のハード面は土地区画整理事業で行うことにより、お互いの事業のメリットを活用して時間軸を有効に利用できる。

防災集団移転促進事業

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①集団移転の検討 <ul style="list-style-type: none"> ●防災集団移転促進事業の概要説明 ●移転者の意向調査 ②集団移転の合意 <ul style="list-style-type: none"> ●移転候補地の説明 ●移転戸数の把握 ●住宅団地規模の検討 ●移転候補地の合意 ③事業計画書の策定 ④事業計画書の国土交通大臣同意 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥移転元地の現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ●権利調査 ●測量調査 ●補償算定 ●不動産鑑定評価 ⑧移転元地の用地買収 <ul style="list-style-type: none"> ●用地取得説明会 ●契約の締結 ●所有権移転登記 ⑫移転者との契約 ⑬住宅建設 ⑭移転者の引っ越し |
|---|---|

土地区画整理事業

- ⑤移転先の現地調査
 - 権利調査
 - 測量・地質調査
 - 不動産鑑定評価
 - ⑦移転先用地買収
 - 用地取得説明会
 - 契約の締結
 - 所有権移転登記
 - ⑨住宅団地造成工事の実施
 - 設計・積算・施工監理
 - 住宅造成
 - 道路、公園等の整備
 - ⑩住宅団地の出来形確認測量
 - 工事完了後の街区、画地出来形測量
 - ⑪住宅団地の登記
- } 財源は起債事業（用地先行取得債）を活用

移転者・移転元のソフト面を
防災集団移転促進事業

事業メリットの活用

連携（分担）

時間軸の有効活用

移転先のハード面を
土地区画整理事業

➤ 事業手法の組み合わせの効果

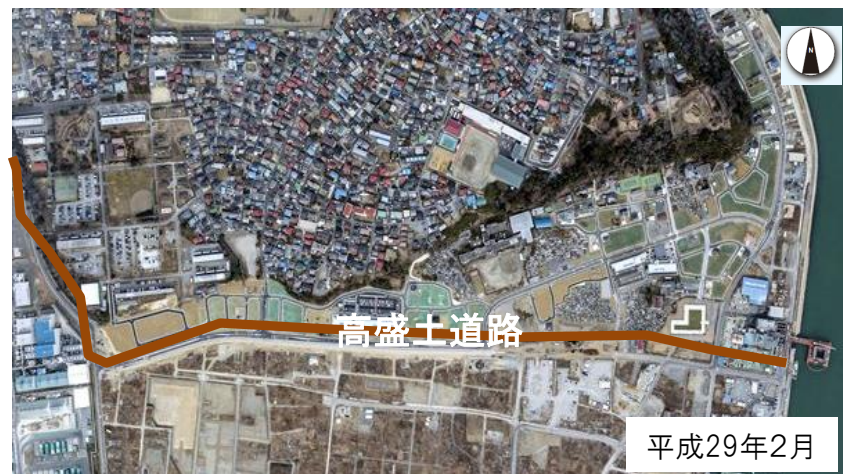
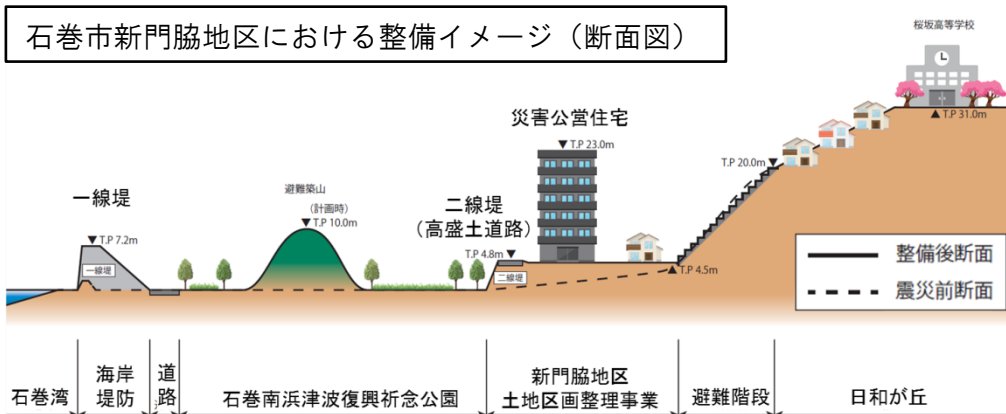
	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業(新蛇田地区)
平成23年	11月 復興事業説明会(災害危険区域範囲を提示)	11月 新蛇田地区 用地(先行取得)説明会
平成24年	12月 災害危険区域の指定	3月 新蛇田地区 都市計画決定 5月 新蛇田地区 用地(先行取得)契約会 7月 新蛇田地区 事業計画決定
平成25年	3月 事業計画書の国土交通大臣同意 9月 住宅団地(移転先)への事前登録開始 12月 移転元地 買取り契約 開始	11月 新蛇田地区 起工式 造成工事 (10月 住居系新市街地5地区全て事業計画決定)
平成26年	1月 住宅団地(移転先)への本登録開始 11月 住宅(自立再建)建築開始	11月 新蛇田地区 宅地供給開始(第1期)
平成27年	3月 住宅(自立再建)入居開始	11月 新市街地まちびらき式 開催
平成28年		12月 新蛇田地区全区画(730区画)宅地供給完了

3月 東日本大震災発生

事業の組み合わせにより、宅地供給が少なくとも半年から1年は短縮可能に！

石巻市新門脇地区における復興まちづくりに向けた取組

- 高盛土道路より海側の浸水エリアを災害危険区域として指定
- 災害危険区域に指定された土地を市が買収し、公園や産業用地に活用
- 高盛土道路より内陸側は、土地区画整理事業を行い現地再建



整備された宅地及び区画道路



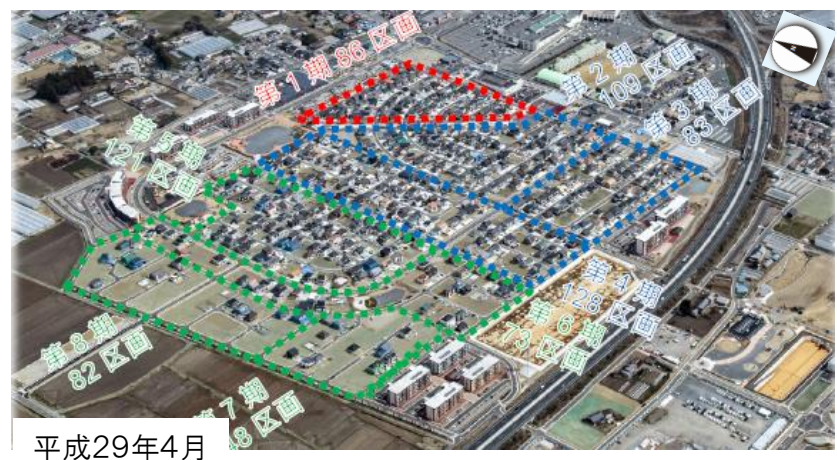
入居を開始した災害公営住宅

➤ 石巻市新蛇田地区における復興まちづくりに向けた取組

- 市街地部からの移転を余儀なくされる住宅の集団移転先として新たな市街地を整備
- 従前は市街化調整区域であったが、将来の都市計画を見据えて市街化区域と連担する地区を選定
- 市が約41haの土地を先行買収し、土地区画整理事業を活用して基盤整備を行った。

三陸縦貫
自動車道

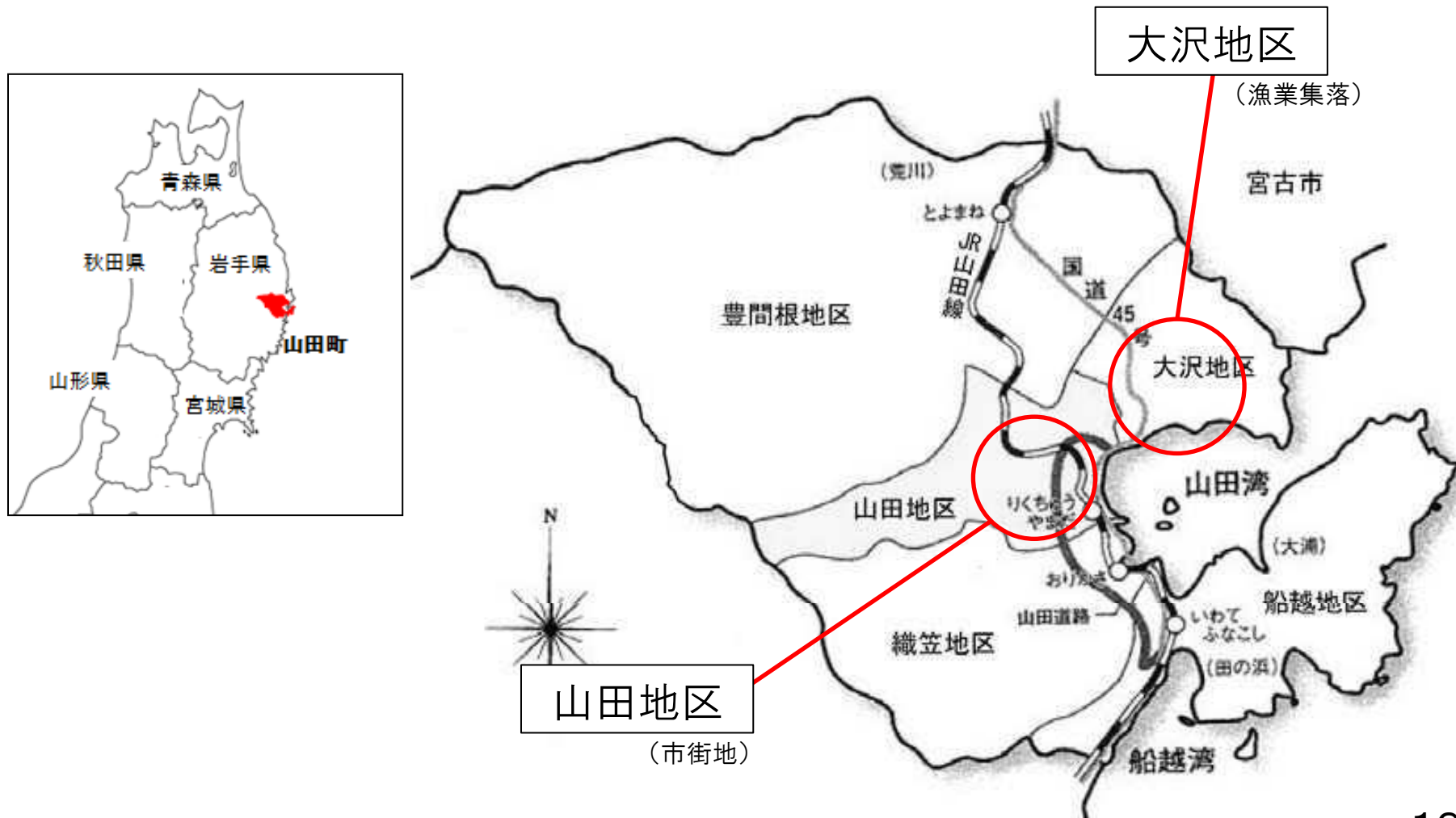
新蛇田地区



イ リアス海岸部の復興事例（岩手県山田町の例）

海岸堤防の整備と嵩上げによる現地再建、高台移転を組み合わせた事例

【岩手県山田町山田地区及び大沢地区の位置】



▶ 山田町山田地区の被災状況

○ 人的被害

(平成23年12月1日現在)

- ・ 死亡者284人
- ・ 行方不明者5人

○ 建物被害

(山田町復興まちづくり計画(平成27年5月)より抜粋)

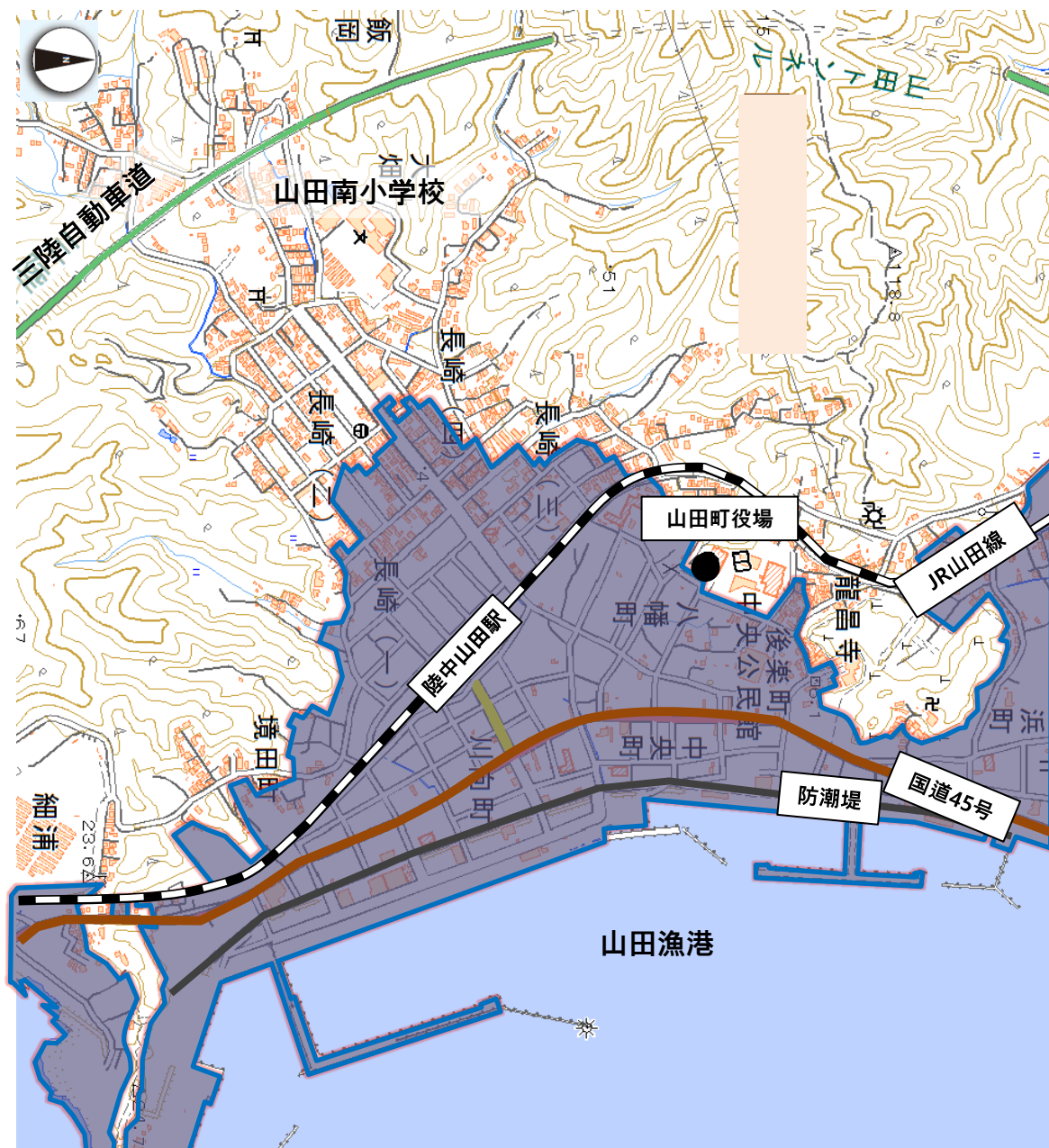
- ・ 全壊：1,300棟
- ・ 半壊：207棟
- ・ 一部損壊：86棟
- ・ 被災住家数は、被災前の全住家数の61.9%
- ・ JR陸中山田駅周辺は火災により焼失

○ 津波の概要

- ・ 津波高約8m
- ・ 最大浸水深約7m
JR陸中山田駅で浸水深約2m
- ・ 用途地域の約5割が浸水
- ・ 防潮堤約1,200mが被災

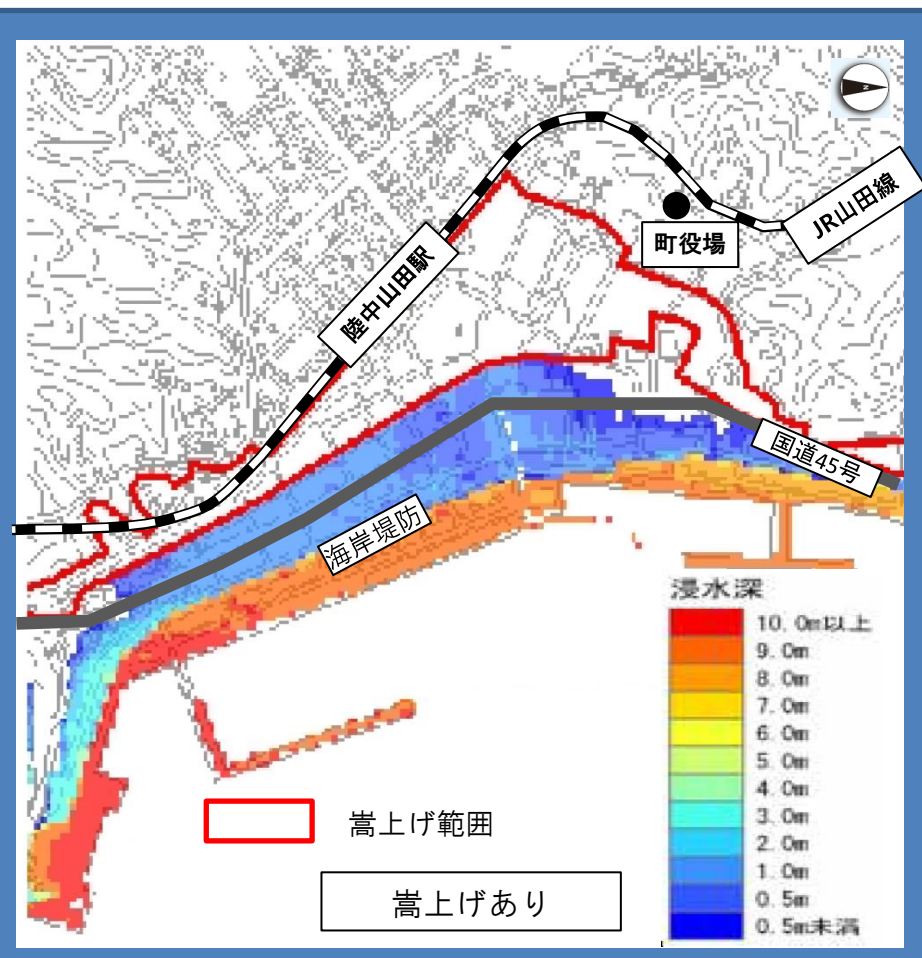
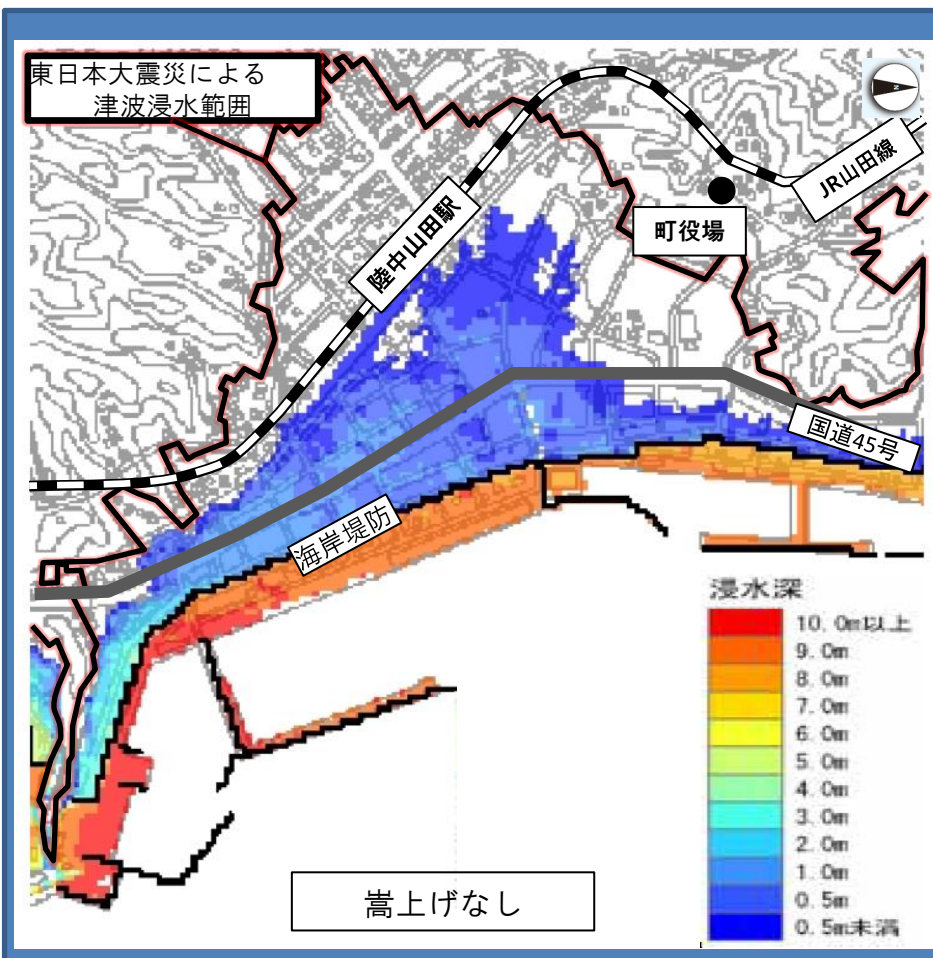
○ 被災前の概要

- ・ 町の中心市街地であり、山田町役場、中央公民館等の行政・文化施設が集積
- ・ 国道45号からJR陸中山田駅までの駅前通り周辺に各種商業・業務施設等が立地



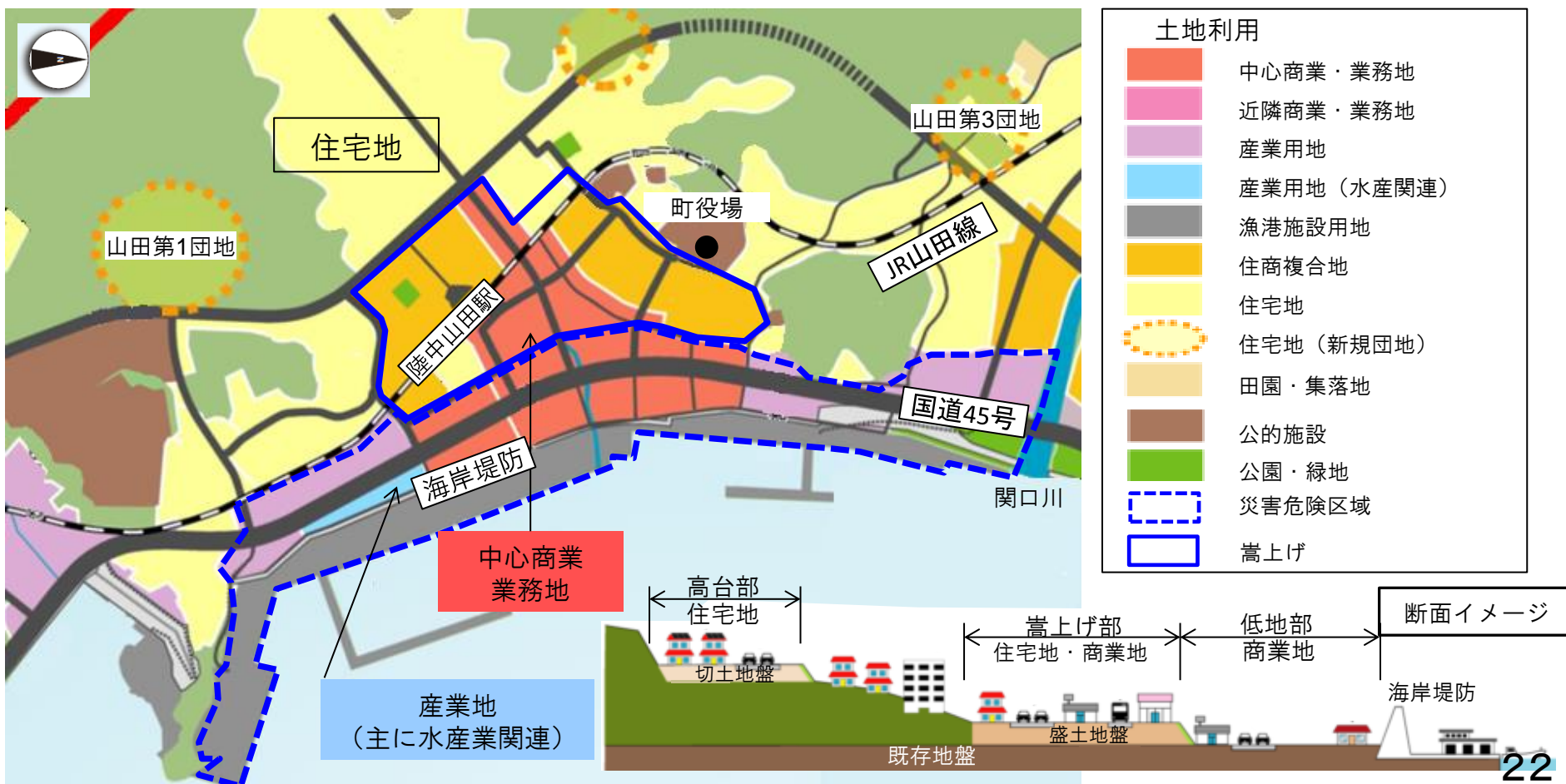
山田町山田地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定

○中心部であるJR陸中山田駅周辺まで浸水範囲が広がっているため、駅周辺の地盤を嵩上げ



▶ 山田町山田地区における土地利用の決定

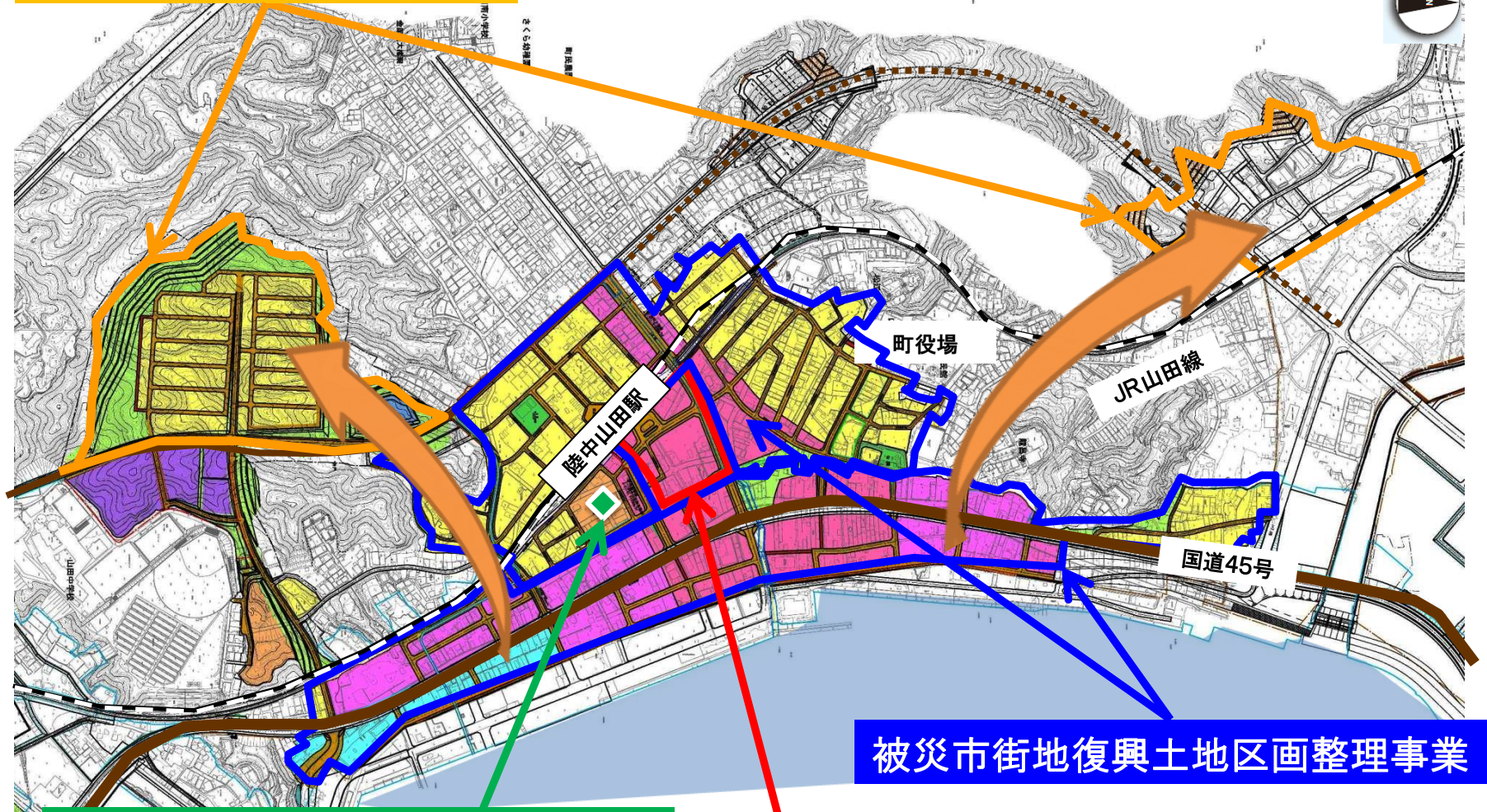
- 町の中心部（JR陸中山田駅周辺）は地盤を嵩上げし、津波による浸水を抑制
- 国道45号沿線は、水産関連等の産業用地や商業・業務地を配置
- 住宅及び公的施設は津波で浸水しない高台に移転
- 海側から山側への避難路となる道路を格子状に配置



▶ 山田町山田地区における事業手法の選定

○国の直轄調査による提案をもとに、山田町が4つの事業手法を選定

防災集団移転促進事業



災害公営住宅整備事業

津波復興拠点整備事業

被災市街地復興土地区画整理事業

➤ 山田町山田地区における復興まちづくりの状況

防災集団移転促進事業

- ・ 施工期間：H24～H30年度
- ・ 全体事業費：約128億円
- ・ 進捗：104戸宅地造成中
住宅再建可能時期はH30年度第3四半期予定

被災市街地復興土地区画整理事業(嵩上げ部)

- ・ 施工期間：H25～H30年度
- ・ 全体事業費：約128億円
- ・ 進捗：475戸宅地造成中
住宅再建可能時期はH30年度第2四半期予定



災害公営住宅整備事業

- ・ 施工期間：H27～H28年度
- ・ 全体事業費：約51億円
- ・ 進捗：H28.12入居開始

津波復興拠点整備事業

- ・ 施工期間：H25～H29年度
- ・ 全体事業費：約88億円
- ・ 進捗：工事完了

被災市街地復興土地区画整理事業(低地部)

- ・ 施工期間：H26～H31年度
- ・ 全体事業費：約67億円
- ・ 進捗：H31年度第2四半期工事完了予定

▶ 山田町大沢地区の被災状況

○ 人的被害

(平成23年12月1日現在)

- ・ 死亡者121人

○ 建物被害

(山田町復興まちづくり計画(平成27年5月)より抜粋)

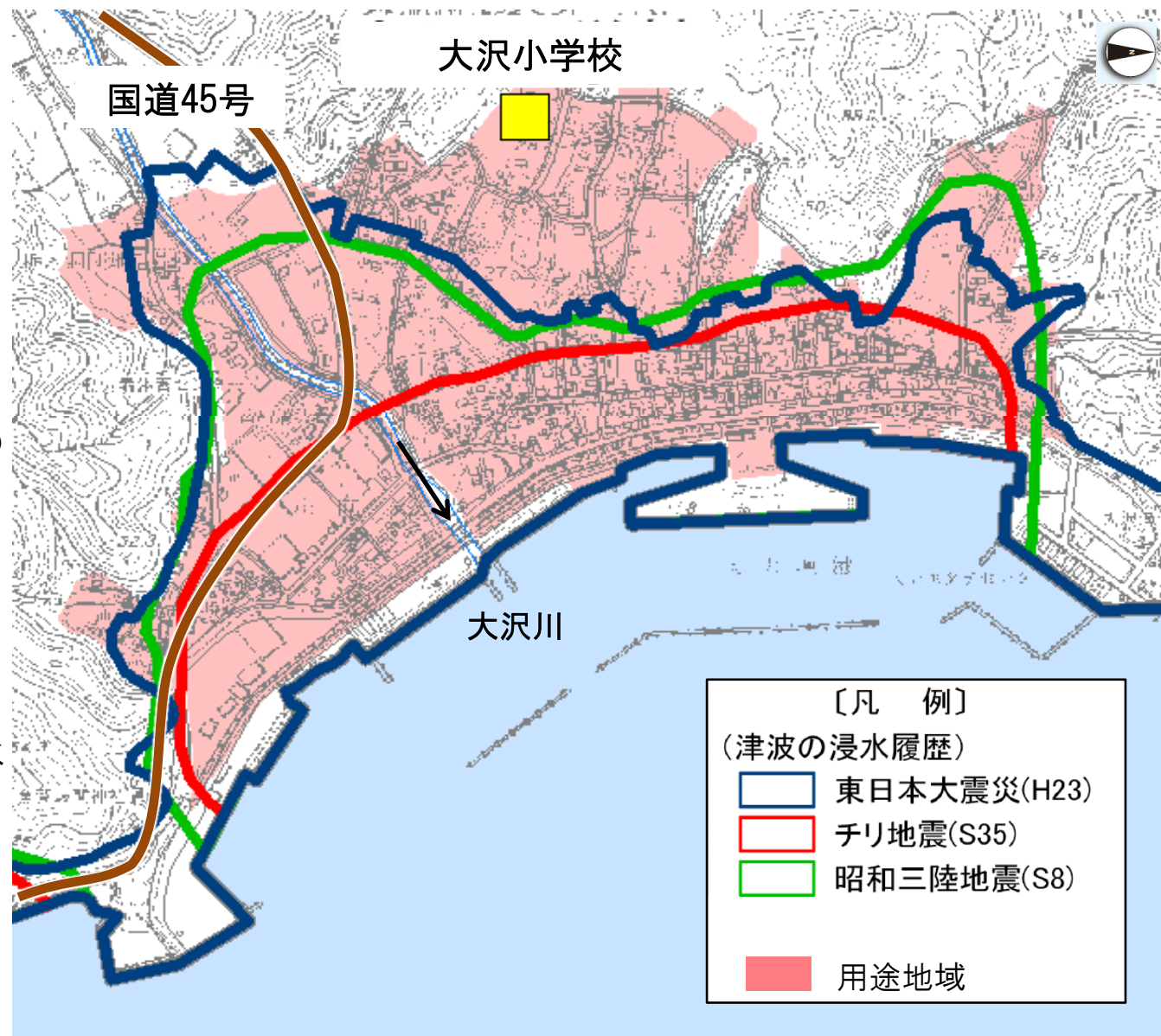
- ・ 全壊：435棟
- ・ 半壊：69棟
- ・ 一部損壊：26棟
- ・ 被災住家数は、被災前の全住家数の68.8%

○ 津波の概要

- ・ 地震発生から36分後に大津波が襲来
- ・ 津波推定高約8～10m
- ・ 用途地域の約7割が浸水

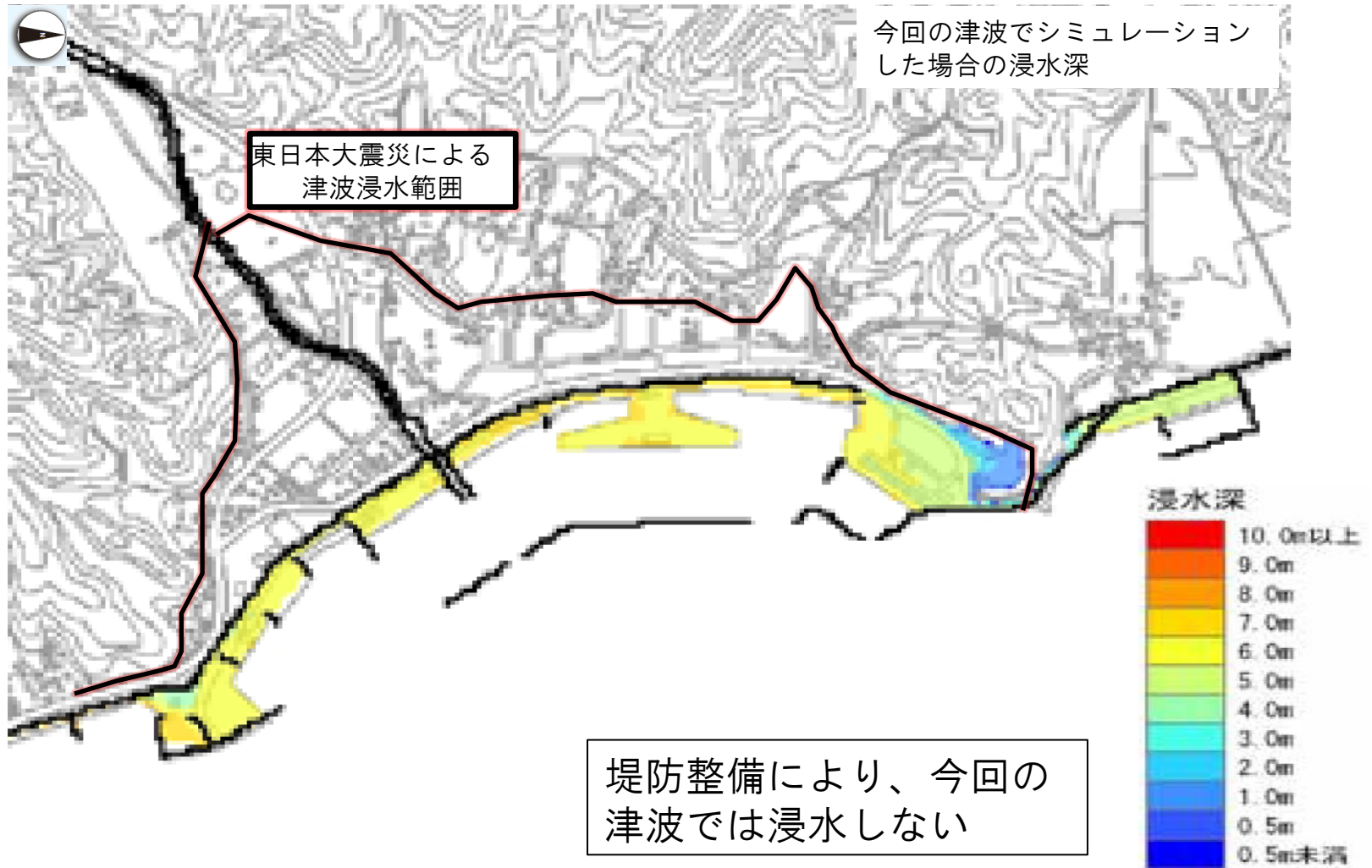
○ 被災前の概況

- ・ 山田湾北側沿岸に形成された漁村集落を中心とする地区
- ・ 国道45号沿いには大型商業施設が立地



▶ 山田町大沢地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定

○海岸堤防を整備 (T. P. +9.7m) した上で、今回の津波が襲った場合の浸水想定



山田町大沢地区における土地利用の決定

- 津波による浸水がないことを前提とした復興まちづくり
- 被災した住宅地では、地盤沈下や排水を考慮して、1 m程度の嵩上げを実施
- 海岸堤防や水産業関連用地など事業用地内における従前の居住地は、新たに整備された高台の住宅地へ移転
- 国道45号沿道（大沢川周辺）には商業・業務地などを配置



【津波への対応】
海岸堤防により地区全体を防御

A-A' 断面図



山田町大沢地区における事業手法の選定

○国の直轄調査による提案をもとに、山田町が3つの事業手法を選定



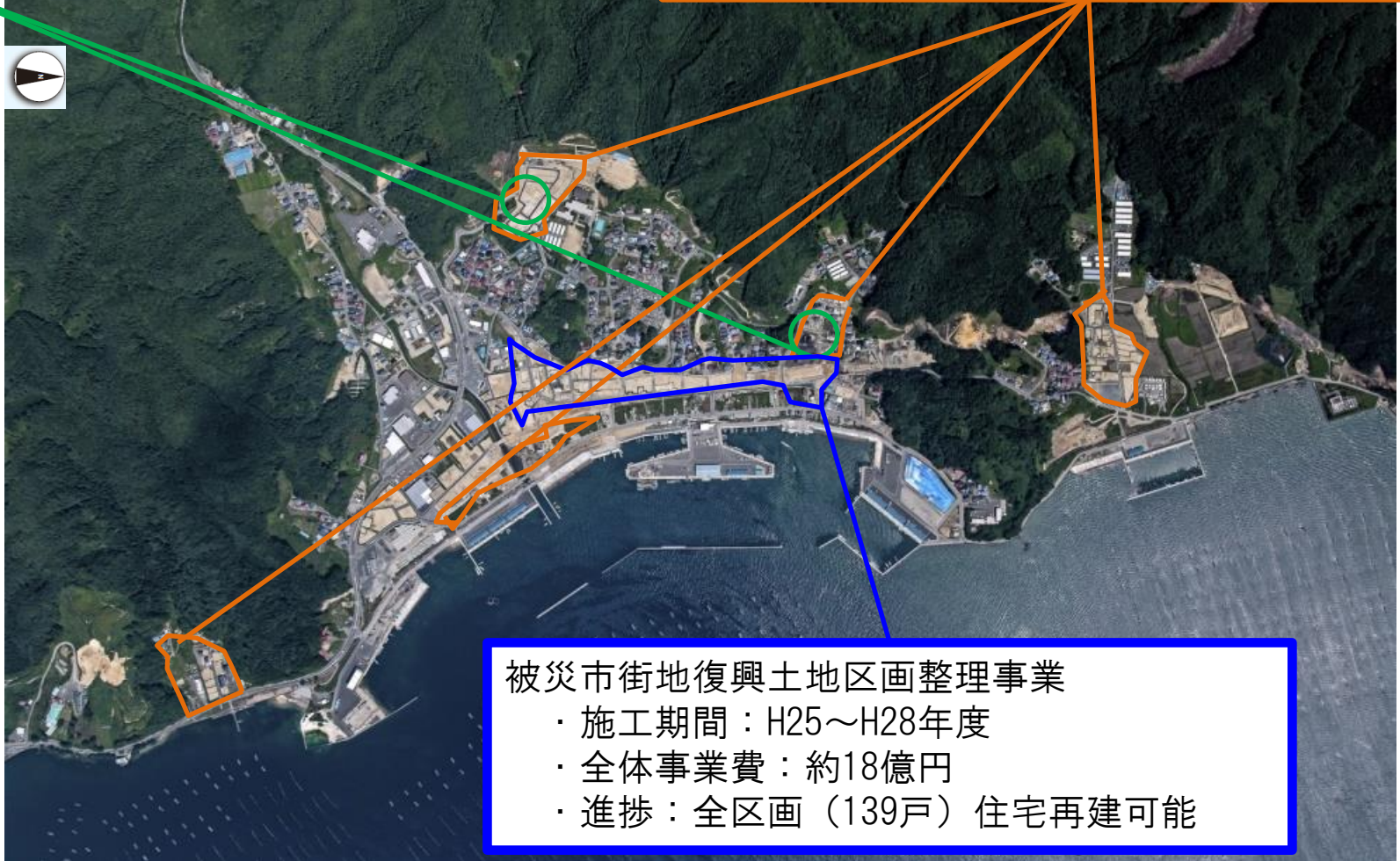
➤ 山田町大沢地区における復興まちづくりの状況

災害公営住宅整備事業

- ・ 施工期間：H27～H29年度
- ・ 全体事業費：約15億円
- ・ 進捗：全戸（2団地40戸）入居開始済

漁業集落防災機能強化事業

- ・ 施工期間：H24～H29年度
- ・ 全体事業費：約78億円
- ・ 進捗：全区画（5団地136戸）住宅再建可能



被災市街地復興土地区画整理事業

- ・ 施工期間：H25～H28年度
- ・ 全体事業費：約18億円
- ・ 進捗：全区画（139戸）住宅再建可能

▶ 山田町山田地区・大沢地区における復興まちづくりのまとめ

復興まちづくりの概要

- 海岸堤防整備後の**レベル2津波による浸水シミュレーション**を町が実施し、浸水範囲を明確化
- 国の直轄調査による提案をもとに、住民説明会やアンケートを行い、町が土地利用や事業手法を決定
- 復興まちづくりの実現に向け、**複数の事業手法**を活用

	山田地区	大沢地区
L2津波による浸水有無	浸水する。	浸水しない。
建築制限	浸水する低地部（R45沿線）で 災害危険区域 を指定	なし
土地利用 活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水する低地部（R45沿線）は災害危険区域を指定したうえで商業・業務地として活用（区画整理で整備） ・JR陸中山田駅周辺は嵩上げのうえ住商複合地として活用（区画整理、復興拠点で整備） ・災害危険区域内における従前居住地の集団移転先として町中心部に近い高台を新規造成（防集で移転） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した市街地は、地盤沈下や排水を考慮し、1m程度嵩上げのうえ住宅地として活用（区画整理で整備） ・海岸堤防や産業地など事業用地内となる従前居住地の移転先として、集落に近い高台を新規造成 <p>※災害危険区域を指定できないため、防集ではなく漁集を活用</p>



➤ 高台移転に係る事業手法の選択

- 漁業集落防災機能強化事業は、災害危険区域の指定をしなくても実施できる。
- 防災集団移転促進事業は、被災した宅地などの買取り、引っ越し費用や住宅ローンの利子相当額が助成される。

	漁業集落防災機能強化事業	防災集団移転促進事業
事業の目的	漁業集落の総合的な整備を推進	住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団移転を促進
災害危険区域の指定	必要なし	必要あり
被災した宅地などの買取り	× ※1	○ ※2
住宅建設等に関する補助	×	○

※1 海岸堤防等事業で買収

※2 宅地等の場合

3 東日本大震災被災地において活用された建築制限等

▶ 被災市街地復興土地区画整理事業などの復興まちづくり事業の活用が想定される地区においては、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぎ、迅速により良いまちの復興を図るため、地区の状況に応じて以下の建築制限等が実施されている。

法律名	対象区域	指定権者	制限方法	対象行為	制限期間	許可基準（主なもの）
建築基準法 第84条 (第一次建築制限)	被災市街地で指定する都市計画又は土地区画整理事業のため必要な区域	特定行政庁	特定行政庁が任意に定める	建築物の建築を制限又は禁止	発災後1か月以内(1か月の延長可)(東日本では特例法により発災後6か月以内、最長で8か月以内の延長)	特定行政庁が支障ないと認めた建築物
被災市街地復興特別措置法 第7条 (第二次建築制限)	被災市街地復興推進地域	市町村	法令による	土地の形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築をする場合に制限	発災後2年以内	自己の居住の用に供する住宅等の建築物(階数2以下かつ地階を有しない木造鉄骨造等容易に移転除却可能な建築物で敷地面積300㎡未満)の新築等の用に供する目的で行う土地の形質の変更等
建築基準法 第39条 (災害危険区域)	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域	地方公共団体	条例で定める	住居の用に供する建築物の建築の禁止等	条例有効期間	地方公共団体が支障がないと認めた建築物
都市計画法 第53条 第54条	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域	市町村(国・県施行の場合は県)	法令による	建築物を建築しようとする場合に制限	都市計画事業の認可の公告まで	都市計画に適合する建築物の建築階数2以下かつ地階を有しない木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等で容易に移転除却可能な建築物の建築
都市計画法 第65条	事業認可の告示又は新たな事業地の編入に係る事業計画の変更の告示があった後の当該事業区域	市町村(国・県施行の場合は県)	法令による	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある建築物の建築等を制限	都市計画事業の認可の公告から事業完了まで	— (許可を与える場合は、あらかじめ施行者の意見を聞く必要がある)
土地区画整理法 第76条	土地区画整理事業の施行地区内	市町村(国・県施行の場合は県)	法令による	土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築物の新築等を制限	土地区画整理事業の認可の公告から換地処分の公告の日まで	— (許可を与える場合は、あらかじめ施行者の意見を聞く必要がある)

4 東日本大震災被災地において復興まちづくりに活用された事業

▶ 被災地では、各事業の単独実施だけではなく、被災規模、地形、住民意向等を踏まえ、各事業を組み合わせて実施されている。

事業名	事業概要	補助対象	補助要件 【地区要件】	国補助率 基本 (特例※1)	適用地区 (※2)
防災集団移転促進事業	住民の居住に適当でない被災区域内の住居の集団移転	①住宅団地造成 ②移転者の借入金利子経費 ③道路、集会所等の公共施設整備 ④移転元の宅地等買取費用 ⑤移転者の引っ越し費用 等	団地規模が5戸以上 【災害危険区域の指定】	3/4 (7/8)	宮城県 14市町185地区 岩手県 7市町村88地区
都市再生区画整理事業 (被災市街地復興 土地区画整理事業等)	広範かつ甚大な被災を受けた市街地復興のため、復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地復興を推進	①区画道路、公園等公共施設整備 ②津波防災整地費(防災上必要な土地嵩上げ費用)	①用地買収方式で整備した場合の事業費額を限度 ②計画人口密度40人/ha以上の場合 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 7市町26地区 岩手県 7市町村19地区
津波復興拠点整備事業	復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)を用地買収方式で緊急整備	①公共施設等整備(道路、公園、緑地、津波防災まちづくりの拠点、災害時の活動拠点として機能する施設) ②用地取得造成	1市町村2団地(20ha以下/団地) 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 6市町10地区 岩手県 6市町10地区
漁業集落防災機能強化事業	漁業集落の安全安心な居住環境確保のための整備を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進(地域水産業と漁村の復興)	①漁業集落の地盤嵩上げ・切盛土 ②漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤整備 ③高台避難地、避難路等の防災安全施設整備	・300人以上5,000人以下の漁業集落(過疎は50人以上) ・漁家率1位又は漁業依存度1位の集落 【漁業集落内】	1/2 (3/4)	宮城県 9市町92地区 岩手県 11市町村41地区
災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備	①住宅の建設等費用 ②土地取得、造成費用 等	・全域で4,000戸以上の住宅滅失 ・区域内で100戸以上又は1割以上が滅失	(建設) 3/4 (7/8)	宮城県 12市町85地区 岩手県 11市町村191地区

※1 東日本大震災の被災地における国補助率

※2 宮城県復興まちづくりのあゆみ～集中復興期間の総括及び復興・創生期間に向けて～(H28.3)及び復興実施計画における主な取組の進捗状況(岩手県H29.1)より抜粋

第3節 東日本大震災における復興まちづくりの課題と対応

1 復興まちづくり計画の策定

[課題] 復興にとりかかる余裕がなく、復興まちづくりのノウハウがなかった。

[対応] 国土交通省が被災市街地の復興パターンや復興手法を検討し、市町村の復興計画の作成をきめ細かく支援した。

2 住民合意の形成

[課題] 復興まちづくり計画の合意形成等に時間を要した。

[対応] 地区単位での住民説明会の開催や広報誌の発行など、復興まちづくりに関する情報を提供した。

3 復興財源

[課題] 震災直後は復興財源の確保が不透明で、具体的な計画策定が困難

[対応] 地域から国への要望等を行った結果、実質的に地方負担なく行える復興事業財源が確保され、復興計画の策定が進んだ。

4 建築制限の特例措置

[課題] 建築制限の期間が2か月では復興計画策定が間に合わなかった。

[対応] 建築制限特例法により、発災日から最大8か月間の特例が定められた。

5 被災混在地区の復興

[課題] 被災した建物と被災を免れた建物が混在する地区の復興

[対応] 現地での自主再建を進めるため、住宅再建への助成を実施

6 復旧・復興事業の業務・工事の発注等

[課題] 復旧・復興事業を進めるにあたり、専門職員が不足した。

[対応] 24の被災自治体が独立行政法人都市再生機構に事業実施を委託し、CM（コンストラクション・マネジメント）方式等も採用された。

7 復興事業用地の確保

[課題] 条件の良い公有地を応急仮設住宅用地として利用したため、その後の復興事業用地として活用できない。

[対応] 応急仮設住宅を建設する平坦な土地が不足したため、内陸部の隣接市町に用地を確保して建設した。

8 地籍調査等

[課題] 地籍調査が未実施のため、土地境界・面積等の把握に多大な時間を要した。

[対応] 国土交通省による地籍調査の代行の特例措置が設けられた。

等

第4節 産業の復興

1 東日本大震災の被災地における産業の復興状況

宮城県・石巻市の産業構造・就業者数

【宮城県】

- ・ 総生産額の産業構成比 (H22)は、一次産業2%、二次産業22%、三次産業76%
(H26)は、一次産業1%、二次産業30%、三次産業69%
- ・ 総生産額(H26)は、震災前と比べ115%、うち一次産業は82%、二次産業は157%、三次産業は104%
※鉱業・建設業を除くと104%
- ・ 人口(H26)は233万人で、震災前と比べ99%。就業者数(H26)は101万人で、震災前比較で98%、うち一次産業は81%

【石巻市】

- ・ 総生産額の産業構成比 (H22)は、一次産業5%、二次産業26%、三次産業69%
(H26)は、一次産業3%、二次産業47%、三次産業50%
- ・ 総生産額(H26)は、震災前と比べ124%、うち一次産業は80%、二次産業は227%、三次産業は89%
※鉱業・建設業を除くと88%
- ・ 人口(H26)は15.0万人で、震災前と比べ91%。就業者数(H26)は5.3万人で、震災前と比べ81%、うち一次産業は71%

宮城県

総生産額：名目（県民経済計算）

単位：億円

【宮城県】 産業	H22		H23	H26		
	金額	構成比		金額	H22増減	H22比
第一次産業	1,171	2%	962	961	-210	82%
第二次産業	15,034	22%	14,873	23,532	8,498	157%
第三次産業	51,047	76%	49,273	53,008	1,961	104%
合計	67,252	100%	65,108	77,501	10,249	115%
[参考]合計(鉱業・建設業除く)	62,860	93%	58,724	65,586	2,726	104%

※輸入品に課される税・関税等を含む(以下同じ)

就業者数（経済センサス）

単位：千人

【宮城県】 産業	H21		H24	H26		
	金額	構成比		金額	H21増減	H21比
第一次産業	9	1%	7	7	-2	81%
第二次産業	223	22%	208	220	-3	99%
第三次産業	800	77%	741	783	-17	98%
合計	1,032	100%	956	1,010	-22	98%
[参考]人口	2,344	—	2,324	2,329	-15	99%

※就業者数は民営事業者のみ(以下同じ)

※[参考]人口は、国勢調査人口を基礎とし、住民基本台帳人口を加減して算出

石巻市

総生産額：名目（市町村民経済計算）

単位：億円

【石巻市】 産業	H22		H23	H26		
	金額	構成比		金額	H22増減	H22比
第一次産業	216	5%	144	172	-44	80%
第二次産業	1,078	26%	927	2,447	1,369	227%
第三次産業	2,883	69%	2,174	2,564	-319	89%
合計	4,177	100%	3,245	5,183	1,006	124%
[参考]合計(鉱業・建設業除く)	3,882	93%	2,651	3,408	-474	88%

就業者数（経済センサス）

単位：人

【石巻市】 産業	H21		H24	H26		
	金額	構成比		金額	H21増減	H21比
第一次産業	1,320	2%	722	933	-387	71%
第二次産業	18,197	28%	13,452	15,170	-3,027	83%
第三次産業	46,142	70%	34,036	37,200	-8,942	81%
合計	65,659	100%	48,210	53,303	-12,356	81%
[参考]人口	164,433	—	152,250	150,114	-14,319	91%

※[参考]人口は、住民基本台帳による

宮城県・石巻市の産業別総生産額

【宮城県】

・総生産額(H26)は一次産業等を除き、他の産業は震災前の水準まで回復している。

【石巻市】

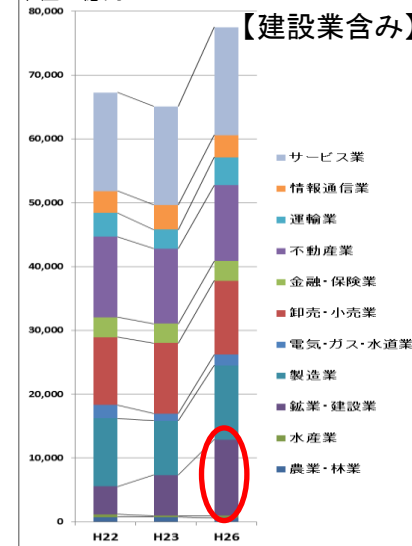
・総生産額(H26)は復興需要により鉱業・建設業の総生産額が増加。一方、農業・林業、水産業、製造業、不動産業、サービス業等ほとんどの産業は震災前の水準まで回復していない。

総生産額：名目（県民経済計算）

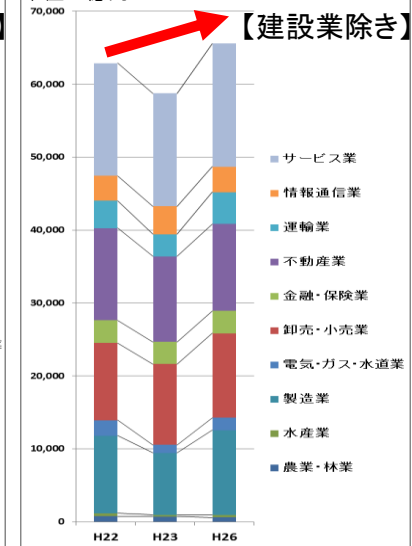
単位：億円

【宮城県】	H22		H23	H26	H22増減		H22比
	金額	構成比					
第一次産業	1,171	2%	962	961	-210	82%	
農業・林業	748	1%	721	621	-127	83%	
水産業	423	1%	241	340	-83	80%	
第二次産業	15,034	22%	14,873	23,532	8,498	157%	
鉱業・建設業	4,392	6%	6,384	11,915	7,523	271%	
製造業	10,642	16%	8,489	11,617	975	109%	
第三次産業	51,047	76%	49,273	53,008	1,961	104%	
電気・ガス・水道業	2,109	3%	1,118	1,707	-402	81%	
卸売・小売業	10,603	16%	11,059	11,573	970	109%	
金融・保険業	3,114	5%	3,021	3,075	-39	99%	
不動産業	12,633	19%	11,757	11,893	-740	94%	
運輸業	3,750	5%	3,023	4,386	636	117%	
情報通信業	3,425	5%	3,835	3,480	55	102%	
サービス業	15,413	23%	15,460	16,894	1,481	110%	
合計	67,252	100%	65,108	77,501	10,249	115%	
合計(鉱業・建設業除く)	62,860	93%	58,724	65,586	2,726	104%	

単位：億円



単位：億円

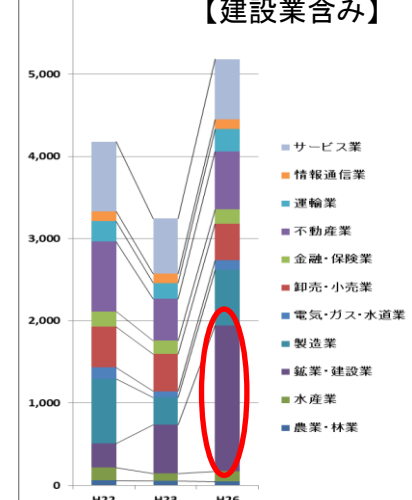


総生産額：名目（市町村民経済計算）

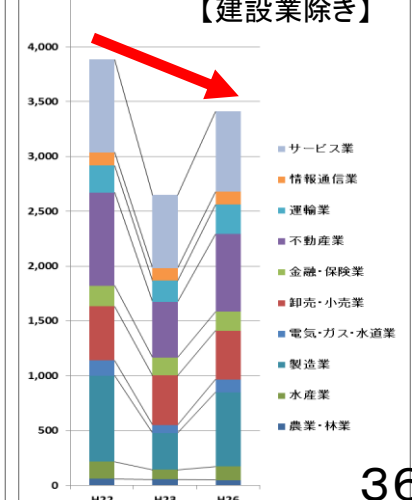
単位：億円

【石巻市】	H22		H23	H26	H22増減		H22比
	金額	構成比					
第一次産業	216	5%	144	172	-44	80%	
農業・林業	59	1%	55	47	-12	80%	
水産業	157	4%	89	125	-32	80%	
第二次産業	1,078	26%	927	2,447	1,369	227%	
鉱業・建設業	295	7%	594	1,775	1,480	602%	
製造業	783	19%	333	672	-111	86%	
第三次産業	2,883	69%	2,174	2,564	-319	89%	
電気・ガス・水道業	139	3%	74	118	-21	85%	
卸売・小売業	493	12%	453	446	-47	90%	
金融・保険業	187	5%	164	173	-14	93%	
不動産業	851	20%	508	706	-145	83%	
運輸業	245	6%	192	270	25	110%	
情報通信業	121	3%	114	117	-4	97%	
サービス業	847	20%	669	734	-113	87%	
合計	4,177	100%	3,245	5,183	1,006	124%	
合計(鉱業・建設業除く)	3,882	93%	2,651	3,408	-474	88%	

単位：億円



単位：億円



宮城県・石巻市の産業別就業者数

【宮城県】

- ・ 就業者数 (H26) は101万人、震災前(H21 : 103.2万人) : に比べ、△2.2万人、98%に減少
- ・ 鉱業・建設業(105%)、サービス業(106%)以外の産業で減少しており、特に水産業は69%に大幅減少

【石巻市】

- ・ 就業者数 (H26) は5.3万人、震災前(H21 : 6.6万人) に比べ、△1.3万人、81%に減少
- ・ 各産業とも減少しており、特に水産業は50%に大幅減少
- ・ 就業者数の減少(△19%)は、人口の減少(△9%)を上回っている。

就業者数（経済センサス）

単位：人

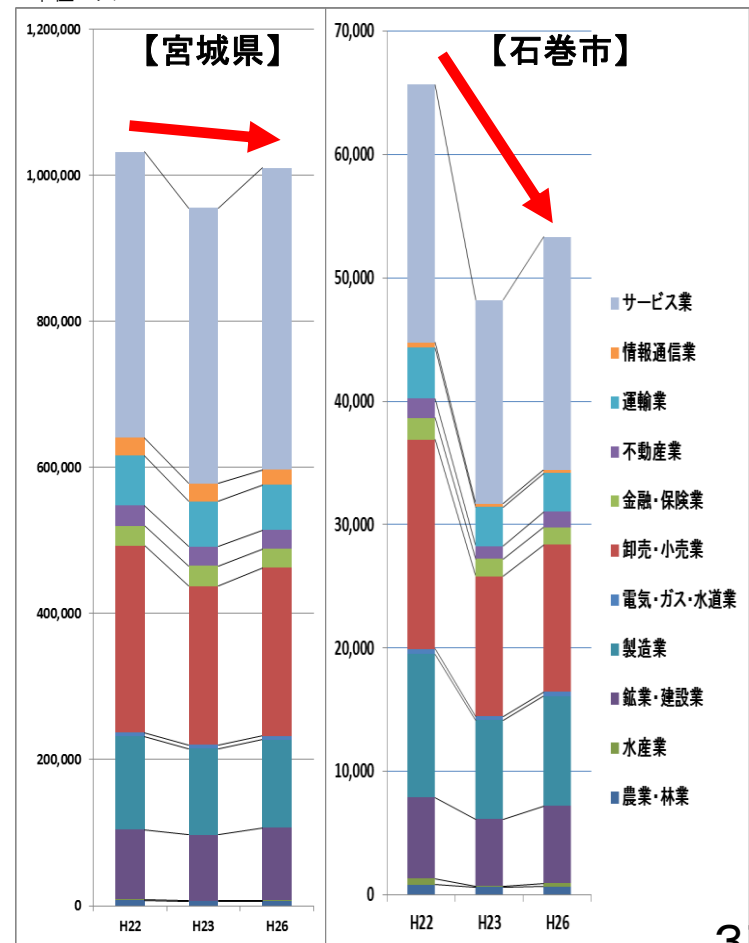
【宮城県】	H21	H24	H26	H21増減	H21比
第一次産業	8,943	7,009	7,230	-1,713	81%
農業・林業	7,201	6,195	6,027	-1,174	84%
水産業	1,742	814	1,203	-539	69%
第二次産業	222,788	208,206	220,277	-2,511	99%
鉱業・建設業	95,382	89,886	99,810	4,428	105%
製造業	127,406	118,320	120,467	-6,939	95%
第三次産業	800,506	740,353	783,288	-17,218	98%
電気・ガス・水道業	5,537	5,204	5,119	-418	92%
卸売・小売業	256,175	217,352	229,946	-26,229	90%
金融・保険業	26,667	27,473	25,835	-832	97%
不動産業	27,655	26,414	26,270	-1,385	95%
運輸業	68,933	62,446	61,580	-7,353	89%
情報通信業	24,192	23,927	21,113	-3,079	87%
サービス業	391,347	377,537	413,425	22,078	106%
全産業計	1,032,237	955,568	1,010,795	-21,442	98%
人口	2,343,612	2,324,211	2,329,031	-14,581	99%

就業者数（経済センサス）

単位：人

【石巻市】	H21	H24	H26	H21増減	H21比
第一次産業	1,320	722	933	-387	71%
農業・林業	828	621	687	-141	83%
水産業	492	101	246	-246	50%
第二次産業	18,197	13,452	15,170	-3,027	83%
鉱業・建設業	6,580	5,402	6,291	-289	96%
製造業	11,617	8,050	8,879	-2,738	76%
第三次産業	46,142	34,036	37,200	-8,942	81%
電気・ガス・水道業	396	313	346	-50	87%
卸売・小売業	16,988	11,324	11,917	-5,071	70%
金融・保険業	1,760	1,424	1,422	-338	81%
不動産業	1,567	1,031	1,261	-306	80%
運輸業	4,098	3,177	3,122	-976	76%
情報通信業	444	252	275	-169	62%
サービス業	20,889	16,515	18,857	-2,032	90%
全産業計	65,659	48,210	53,303	-12,356	81%
人口	164,433	152,250	150,114	-14,319	91%

単位：人



宮城県・石巻市の製造品出荷額

【宮城県】

- ・ 食料品、電子部品デバイス電子回路、パルプ・紙・紙加工品、鉄鋼業のシェアが高い。
- ・ 震災直後は△8,016億円、78%と落ち込んだが、平成26年では震災前と比べ111%と回復

【石巻市】

- ・ パルプ・紙・紙加工品、食料品、飲料・たばこ・資料、木材・木製品のシェアが高い。
- ・ 震災直後は△2,295億円、37%と落ち込み、平成26年でも震災前と比べ83%と回復していない。
- ・ 木材・木製品は155%と回復しているが、水産加工を中心とした食料品は55%と大幅に減少している。

製造品出荷額(主な産業)

単位：億円

【宮城県】 分類	H22		H23			H26		
	金額	構成比	金額	H22増減	H22比	金額	H22増減	H22比
食料品	5,732	16%	4,059	-1,673	71%	4,944	-788	86%
電子部品デバイス電子回路	4,313	12%	4,139	-174	96%	4,786	473	111%
パルプ・紙・紙加工品	2,168	6%	1,244	-924	57%	1,902	-266	88%
鉄鋼業	1,927	5%	1,230	-697	64%	1,891	-36	98%
その他	21,549	61%	17,001	-4,548	79%	26,199	4,650	122%
製造業計	35,689	100%	27,673	-8,016	78%	39,722	4,033	111%

製造品出荷額(主な産業)

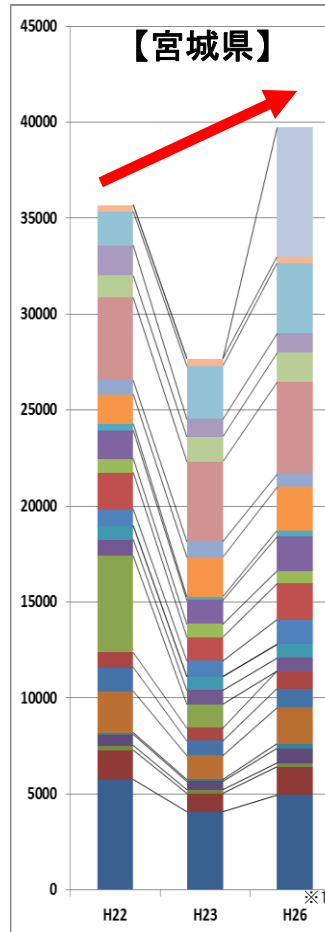
単位：億円

【石巻市】 分類	H22		H23			H26		
	金額	構成比	金額	H22増減	H22比	金額	H22増減	H22比
パルプ・紙・紙加工品	1,092	30%	281	-811	26%	889	-203	81%
食料品	945	26%	278	-667	29%	515	-430	54%
飲料・たばこ・飼料	424	11%	316	-108	75%	426	2	101%
木材・木製品	319	9%	166	-153	52%	494	175	155%
その他	892	24%	336	-556	38%	739	-153	83%
製造業計	3,672	100%	1,377	-2,295	38%	3,063	-609	83%

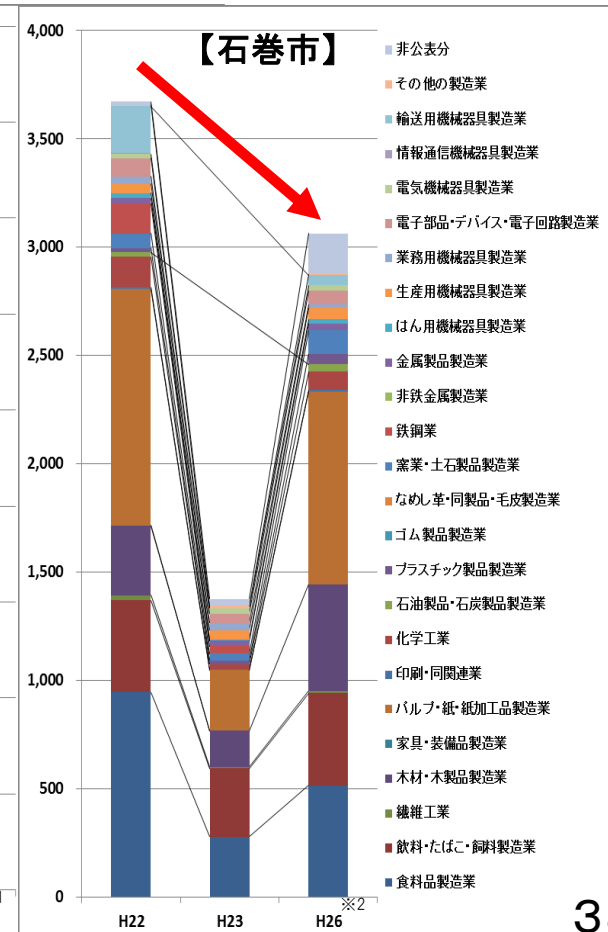
※1 以下の分類に関する数値は非公表分として計上
石油製品・石炭製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業

※2 以下の分類に関する数値は非公表分として計上
家具・装備品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、
情報通信機械器具製造業

単位：億円



単位：億円



2 産業復興のための制度と活用事例

(1) 農業（宮城県石巻市の例）

農家数（H27/H22） 71.8%

農林業センサス

・ H22の5,395戸からH27は3,871戸まで減少

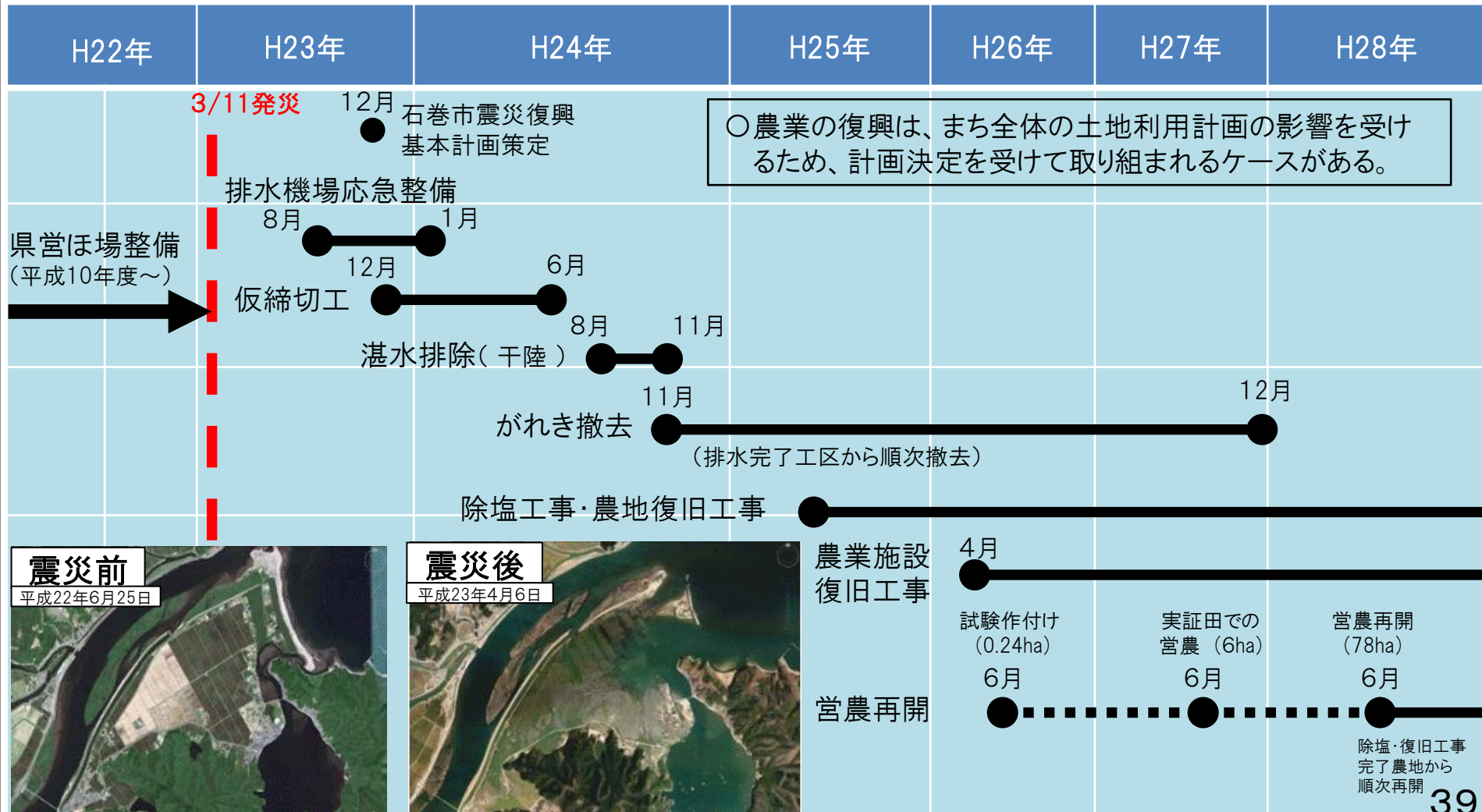
作付面積の復旧（H26/H23） 83.8%

東日本大震災からの復旧・復興状況 農業関連（石巻市農林課）

・ 水田面積8,850haのうち、1,771haが津波により冠水

・ H26には、1,484haまで作付面積が復旧

【宮城県石巻市（大川地区）の農地復旧に向けた取組】



【津波被害を受けた耕作地（水田）の経営再建】

ステップ1

災害復旧事業
（業務内容）
用排水路の土砂撤去
農地のがれき撤去
除塩、土壌改良 等

（被災農家）
作業員として従事

ステップ2

農地の復旧作業
（業務内容）
耕作土づくり
用水路や畦等の補修 等

（被災農家への支援）
被災農家経営再開支援事業に
よる支援金の交付

ステップ3

農作物の作付再開

（被災農家への支援）
農業者戸別所得補償制度
による所得補償交付金の
交付

農業復興の経緯

- 農地の早期再開に向けて、耕作土づくり等の復旧作業を行う農業従事者には経営再開支援金が交付され、暮らしを成り立たせた。
- 作付再開後も戸別所得補償交付金が交付された。
- 経営基盤の強化や集約化を図るため、法人を設立して東日本大震災復興交付金を活用し、営農再開に必要な農業用機械等を整備した。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足等により、個人の営農再開の判断が分かれている。

(2) 水産業（宮城県女川町の例）



女川漁港岸壁の破壊と建屋部分の地盤沈下

漁業就業者（H25/H20） 52.1%

漁業センサス

- ・ H20の865人からH25は451人まで減少
- ・ 被災前から高齢化など緩やかな減少傾向であったが、震災で加速している。

主要魚市場〔女川地方卸売市場〕

水揚量（H27/H22） 60.5%

水揚額（H27/H22） 91.4%

女川町統計書（H25,H28）

- ・ 水揚量はH22の6.3万トンからH27は3.8万トンと減少
- ・ 水揚額はH22の82億円からH27は75億円まで回復
- ・ 水揚量に対して、水揚額が比較回復しているのは、『女川のサンマ』等のブランド力が影響している。

漁業復興の経緯

- 主要産業である漁業と水産加工の早期再開のため、被害が軽微な護岸（約80m）の応急復旧工事を優先した結果、4か月後にはサンマ漁の水揚げが可能となった。
- 地元の水産加工業者が市場での買取り意向を示すなど、水産物の販路確保に目処が立った。
- 復旧支援補助金（補助率8/9）や行政の無利子・無担保融資などの資金支援を活用して、漁船や漁具の購入・修繕を行った。
- 自身の年齢、後継者の有無や借入金の返済能力などにより、漁業再開に係る判断が分かれる。



被災前のホタテ養殖

津波によって絡まった状態

養殖経営体数（H25/H20） 35.6%

漁業センサス

- ・ H20の390体からH25は139体まで減少
- ・ 被災前から高齢化など緩やかな減少傾向であったが、震災で加速している。

生産高の推移〔宮城県漁業協同組合女川町支所〕

生産量（H27/H22） 91.7%

生産額（H27/H22） 113.2%

女川町統計書（H25,H28）

- ・ 生産量はH22の約1.2万トンからH27は1.1万トンまで回復（※22年生産量は25年女川町統計書より算出）
- ・ 生産額はH22の38億円からH27は43億円と増加
- ・ 生産額の増加は、養殖業者の減少により生育環境が改善し、良質な魚介類を生産

養殖業復興の経緯

- 養殖ができない期間は、漁場のがれき処理作業の労賃等で暮らしを成り立たせた。
- 養殖施設の復旧は、復旧支援補助金（補助率8/9）や行政の無利子・無担保融資などの資金支援が助けになっている。
- 高付加価値商品であるホタテは販路が維持されており、被災後も収入が見込めた。
- 自身の年齢、後継者の有無、従前の負債と新たな負債の返済能力などにより養殖業再開に係る判断が分かれる。

(3) 製造業（宮城県女川町の例）



宮ヶ崎地区(水産加工団地)水産加工施設の被災状況

水産加工場の数 (H25/H20) 46.9%
水産加工場の就業者 (H25/H20) 48.0%

漁業センサス

- ・工場はH20の32工場からH25は15工場と半減
- ・就業者もH20の1,199人からH25は576人と半減

冷凍・冷蔵工場の数 (H27/H22) 56.0%
冷凍・冷蔵工場の冷却能力 (H27/H22) 44.2%

漁業センサス

- ・工場数はH22の25工場からH27は14工場と減少
- ・工場減少に伴い、冷却能力はH22の5.1万tからH27は2.3万tと半減

水産加工業復興の経緯

- 事業継続意欲のある企業にとって、「グループ補助金」や「中小企業融資制度」が水産加工場の再開に役立った。
- 再建の目処が立たずに従業員を解雇した企業では、事業再開時には従業員は既に他産業への転職が進み、人材の確保に苦慮した。
- 販路喪失に伴って新たな販路開拓やブランド創出が行われているが、再建は進んでいない。
- 水産加工業の復興が進まないことにより、水揚量の増加や関連企業等の復興につながっていない。

迅速に産業を復興させないと、人口の流出を招き、地域が衰退する。

- 復興計画事前策定時には住宅地、工業団地や道路等の土地利用（ゾーニング）と併せて、地域産業の復興を検討する。
- 就業者の通勤等働きやすい環境を考慮する。
- 被災後の迅速な産業復興を考慮して、道路や堤防の整備を着実に進める。
- 被災直後から地域産業の復興を担当する行政組織を設置できるように、被災時の行政組織を事前に検討する。
- 被災を想定した企業対策として、BCP策定や施設の耐震化、顧客データのバックアップ等の事前対策が必要である。
- 被災後もブランド力を持ち続ける地域産品の高付加価値化に取り組む。

第3章 和歌山県における復興計画事前策定

第1節 復興まちづくりの基本的な考え方

1 地震・津波災害の想定

最も大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震・津波の被害想定を基本に、復興まちづくりを検討する。

- 地震規模 Mw 9.1
- 最大震度 7

＜基本とする想定＞

南海トラフ巨大地震の津波浸水想定（和歌山県 平成25年3月公表）

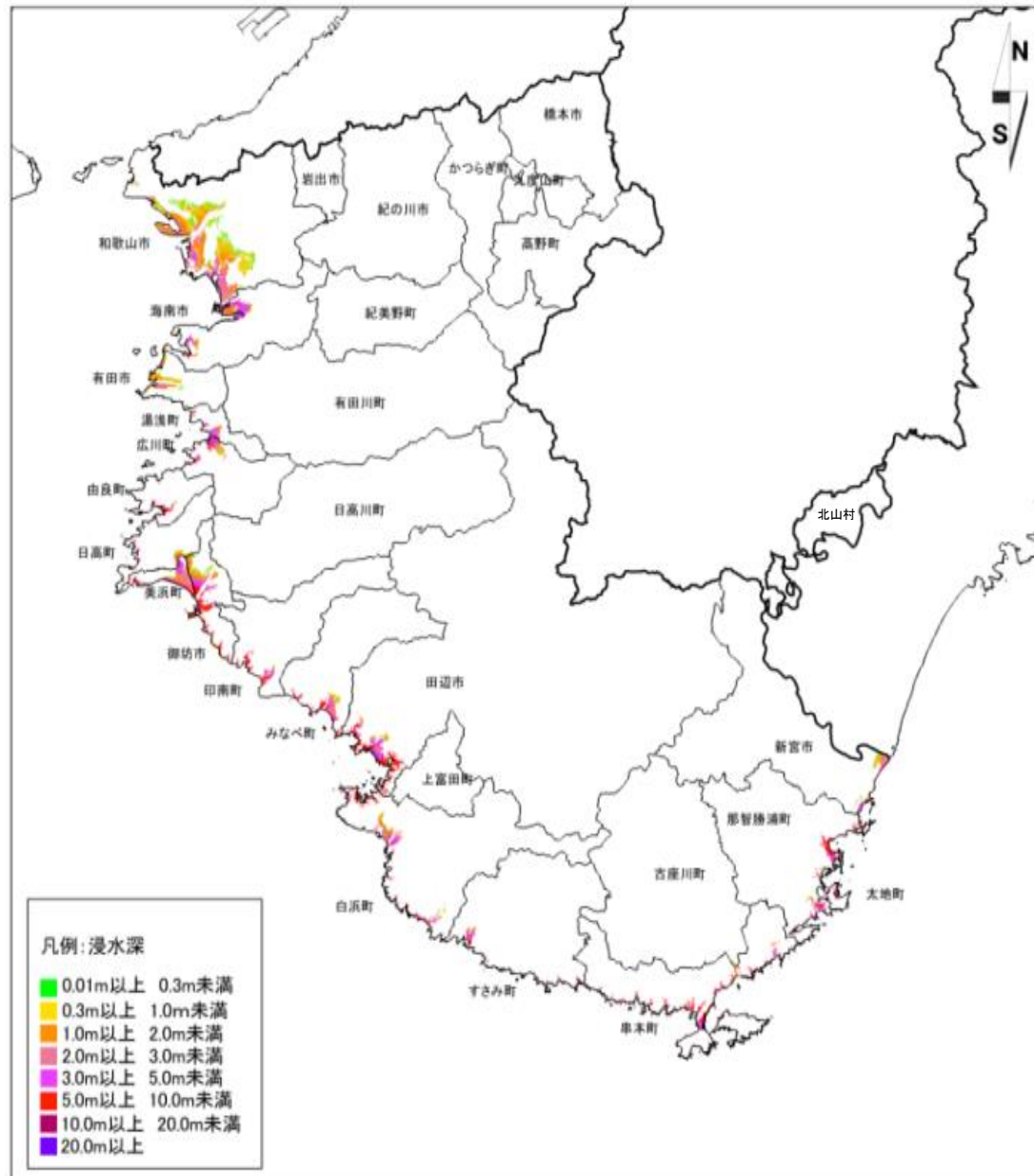
南海トラフ巨大地震の地震被害想定（和歌山県 平成26年10月公表）

（1）津波による浸水想定（和歌山県全体の概要）

最大津波高	8 m ～ 19 m ※
平均津波高	6 m ～ 14 m ※
津波浸水想定区域面積	12,620 ha
最短津波到達時間	3分（津波高：1 m）
津波浸水想定区域内の 主要施設数	28施設（うち18施設で3 m以上の浸水）

※市町単位の値

【和歌山県全域の浸水深分布図】



【南海トラフ巨大地震による津波浸水想定（市町別）】

No.	市町名	最大津波高 (m)※1	平均浸水深 (m)※2	津波浸水想定区域面積		津波到達時間 [津波高]			
				(ha)※3	割合 ※4	[1m] (分)	[3m] (分)	[5m] (分)	[10m] (分)
1	和歌山市	8	1.5	3,660	17.5%	40	50	53	-
2	海南市	8	2.9	670	6.6%	39	47	54	-
3	有田市	10	1.5	440	11.9%	33	37	42	-
4	湯浅町	11	3.2	180	8.7%	35	37	41	-
5	広川町	9	3.3	340	5.2%	33	36	41	-
6	由良町	10	4.2	230	7.5%	24	27	33	-
7	日高町	11	2.9	280	6.0%	16	18	26	-
8	美浜町	17	3.7	590	46.1%	16	18	20	27
9	御坊市	16	3.7	970	22.1%	13	17	17	25
10	日高川町		0.3	*	0.0%				
11	印南町	15	5.2	280	2.5%	11	13	15	24
12	みなべ町	14	3.9	450	3.7%	11	14	15	24
13	田辺市	12	5.0	910	0.9%	12	15	16	24
14	白浜町	16	4.3	960	4.8%	3	5	6	14
15	すさみ町	19	5.6	320	1.8%	3	4	5	15
16	串本町	17	5.7	1,170	8.6%	3	3	3	3
17	古座川町		1.4	10	0.0%				
18	那智勝浦町	14	4.5	690	3.8%	3	3	4	4
19	太地町	13	4.9	130	21.8%	3	3	3	4
20	新宮市	14	3.2	330	1.3%	5	5	6	28
	計			12,620	3.7%				

※1 最大津波高は、小数点以下を切り上げ

※2 平均浸水深は、市町ごとの浸水域の平均値を示し、小数点以下第2位を四捨五入

※3 津波浸水想定区域面積は、10ha未満を*、10~15未満を10と1の位を四捨五入して表示（内閣府に準拠）。河川部分等を除いた陸域部の浸水域面積を表示。四捨五入の関係で、計の面積と合わない。

※4 津波浸水想定区域面積の割合は、各市町の全体面積に対する割合

（出典 和歌山県津波浸水想定（H25.3））

(2) 地震による被害想定

和歌山県全体の概要

➤ 建物被害

全壊棟数が158,700棟

(総棟数に占める割合：32%)

〈内訳〉

地震の揺れ等	84,700棟
津波	56,100棟
焼失	17,900棟

半壊棟数が100,800棟

(総棟数に占める割合：21%)

➤ 人的被害

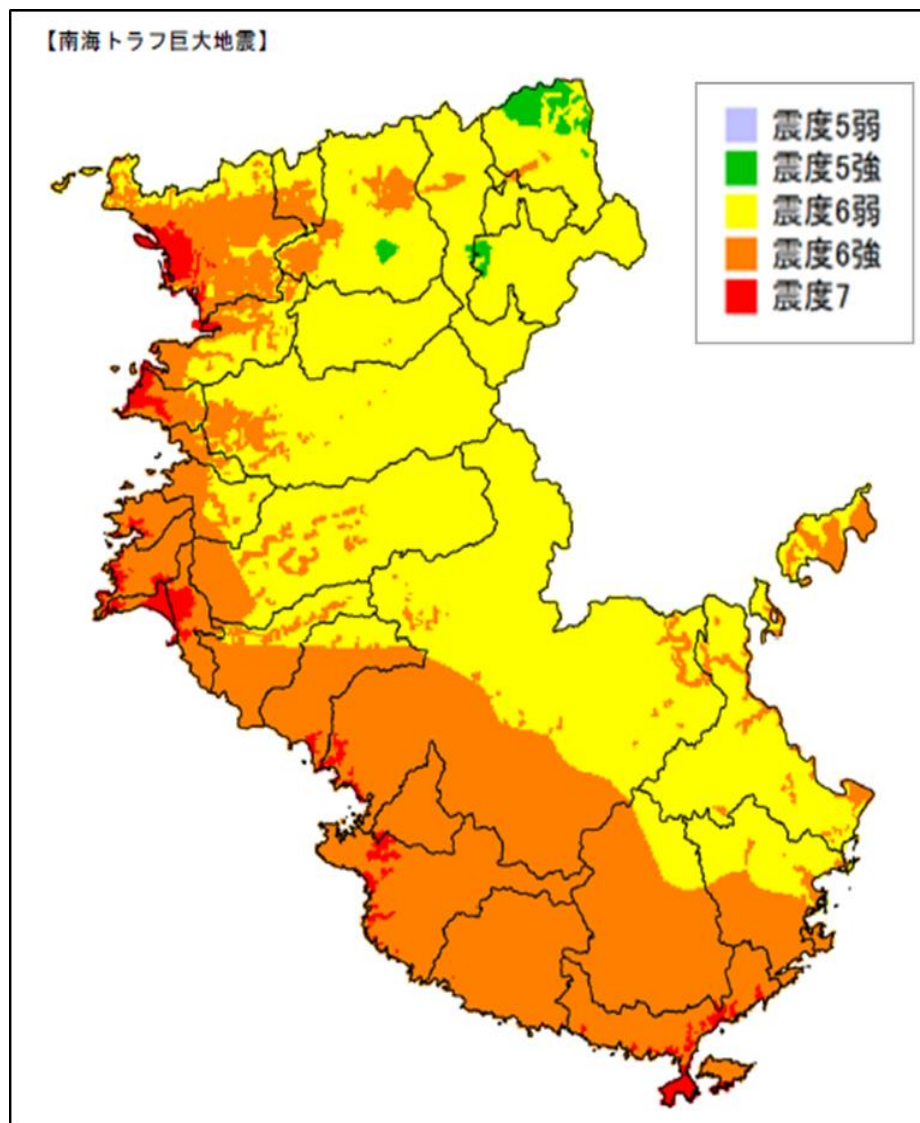
約13万人(死者数約9万人、負傷者数約4万人)

(県人口に占める割合：約13%)

南海トラフ巨大地震
における和歌山県の
被害想定概要

主な被害想定項目		被害想定結果
建物被害	全壊棟数	約15万9千棟
	半壊棟数	約10万1千棟
人的被害	死者数	約9万人
	負傷者数	約4万人
ライフライン被害	上水道	約97万人
	下水道	約18万人
	電力	約50万軒
	通信	約24万回線
交通施設被害	都市ガス	約1万6千戸
	道路	約2,100か所
	鉄道	約800か所
生活への影響	港湾	約300か所
	避難者	約44万人
	帰宅困難者	約19万人
	物資	約310万食
災害廃棄物等	医療機能	約2万病床が不足
	災害廃棄物等	約2,200万トン

【和歌山県全域の震度分布図】



(参考) 建物被害の予測結果 (南海トラフ巨大地震 冬18時 風速8m)

市町村名	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率	市町村名	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率												
和歌山市	148,500	7	32,000	22%	10,000	7%	13,300	9%	55,200	42,600	38%	29%	日高町	3,800	7	740	20%	580	16%	10	0%	1,400	650	36%	18%												
海南市	30,400	7	5,400	18%	5,800	20%	590	2%	11,700	5,500	39%	19%	由良町	4,100	7	1,500	36%	1,200	30%	16	0%	2,700	600	66%	15%												
紀美野町	8,100	6強	270	4%	0	0%	2	0%	270	1,500	4%	18%	印南町	8,100	6強	1,400	18%	1,900	24%	16	0%	3,300	1,400	41%	18%												
紀の川市	35,700	6強	1,200	4%	0	0%	64	0%	1,300	4,900	4%	14%	みなべ町	8,100	7	2,000	24%	2,100	26%	71	1%	4,100	1,700	50%	21%												
岩出市	19,000	6強	600	4%	0	0%	89	0%	690	2,300	4%	12%	日高川町	7,000	6強	920	14%	0	0%	12	0%	930	1,700	14%	24%												
橋本市	26,400	6強	440	2%	0	0%	8	0%	450	2,500	2%	10%	田辺市	54,900	7	10,100	19%	11,600	22%	630	2%	22,300	8,200	41%	15%												
かつらぎ町	10,300	6強	260	3%	0	0%	3	0%	260	1,300	3%	13%	白浜町	13,800	7	2,800	21%	3,500	26%	61	0%	6,400	2,900	46%	21%												
九度山町	2,500	6強	67	3%	0	0%	1	0%	68	330	3%	14%	上富田町	7,600	7	1,300	17%	0	0%	32	0%	1,400	1,900	18%	25%												
高野町	2,900	6弱	65	3%	0	0%	1	0%	65	350	3%	12%	すさみ町	3,600	7	1,200	34%	760	22%	13	0%	2,000	830	55%	24%												
有田市	13,700	7	3,700	27%	750	6%	970	8%	5,400	3,600	40%	26%	新宮市	17,100	6強	1,900	11%	350	3%	900	6%	3,200	4,200	19%	25%												
湯浅町	6,400	6強	1,800	28%	2,200	35%	110	2%	4,100	970	64%	16%	那智勝浦町	10,200	6強	970	10%	5,300	53%	26	0%	6,300	1,500	63%	15%												
広川町	4,500	7	530	12%	1,800	40%	6	0%	2,400	650	52%	15%	太地町	1,800	6強	170	10%	1,100	57%	3	0%	1,200	180	67%	10%												
有田川町	16,600	6強	880	6%	0	0%	15	0%	890	3,200	6%	19%	古座川町	2,800	7	840	31%	33	2%	25	1%	900	820	33%	30%												
御坊市	12,900	7	3,700	29%	3,500	27%	280	3%	7,400	2,700	58%	21%	北山村	460	6強	140	31%	0	0%	3	0%	140	170	31%	37%												
美浜町	4,500	7	2,000	45%	1,400	31%	79	2%	3,500	730	77%	17%	串本町	13,300	7	6,500	49%	2,700	21%	590	5%	9,800	1,900	74%	15%												
全 県														497,800	7	84,700	18%	56,100	12%	17,900	4%	158,700	100,800	32%	21%												

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数
 ※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

*全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

2 和歌山県の復興計画事前策定の基本的な考え方

- 復興まちづくりは、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域が解消できるよう、地域改造も含めて検討を行う。
- 復興計画事前策定は、地形の特性を踏まえて検討を行う。

(1) 地形による復興計画事前策定の考え方

ア ならかな平地が広がる地域

- 居住エリア及び公共公益施設については、内陸移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とする。しかし、まちの拠点等津波浸水区域内で現位置での再建が必要な地区については、多重防御施設や宅地の嵩上げ等により浸水深を抑え、一定の建築制限を行うことで、利用することも検討する。
- 多重防御施設より海側等の浸水深が深い地区については、居住エリア以外の産業用地（商、工、水産業等）や防災公園としての土地利用を基本とする。

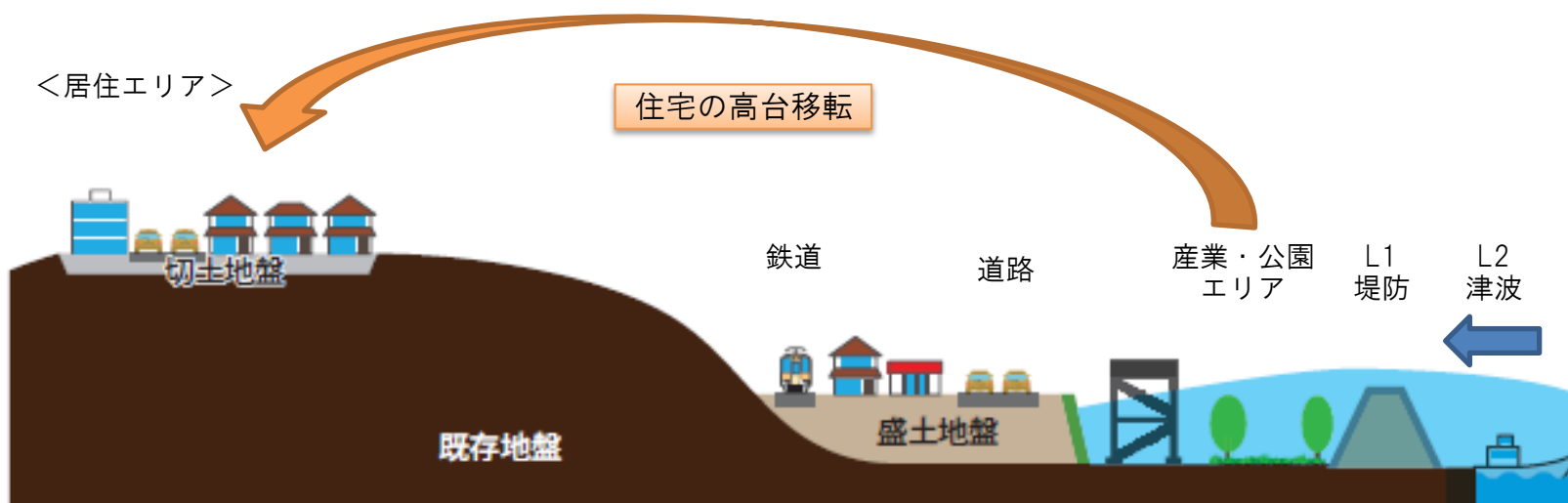
【ならかな平地が広がる地域における内陸移転のイメージ】



イ 山地が迫り平地が狭小な地域

- 居住エリアについては、高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とする。
- 浸水深が深い地区は、居住エリア以外の産業用地（商、工、水産業等）や防災公園としての土地利用を基本とする。

【山地が迫り平地が狭小な地域における高台移転のイメージ】



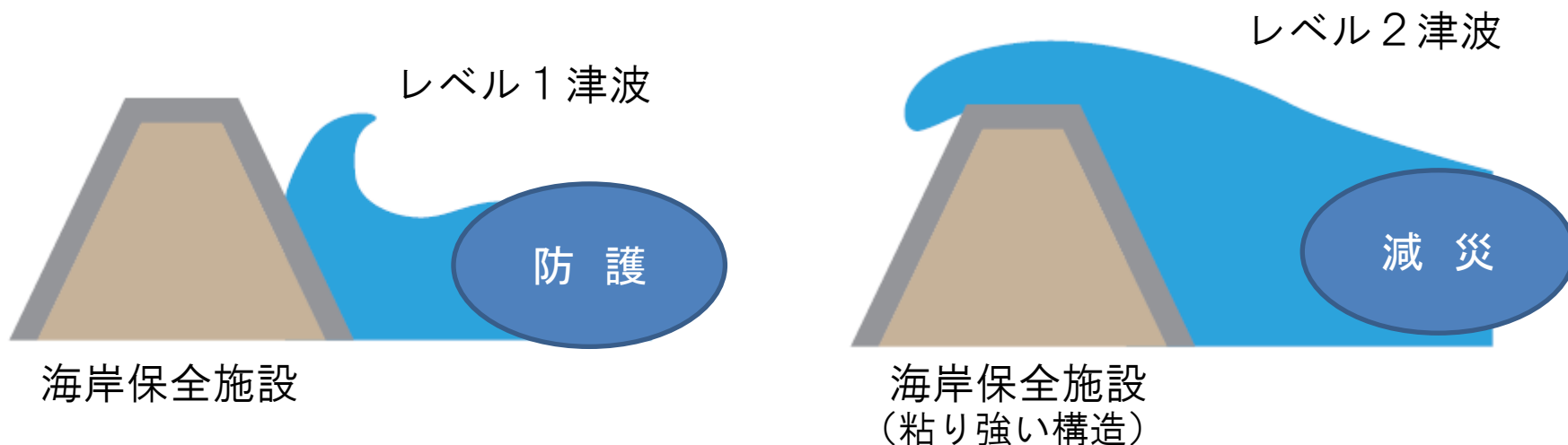
(2) 復興計画事前策定の検討に際しての津波浸水想定

海岸保全施設の復旧・整備が必要な場合、レベル1津波(※1)を防御する高さで整備し、かつレベル2津波(※2)に対して海岸保全施設が壊れないと仮定した津波シミュレーションによる浸水想定範囲を参考に復興計画を検討する。

※1 東海・東南海・南海3連動地震で発生する津波

※2 南海トラフ巨大地震で発生する津波

【レベル1津波およびレベル2津波に対する海岸保全施設整備の考え方のイメージ】



第2節 復興計画事前策定の進め方

1 まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

- 復興計画事前策定を検討するためには、市町村の概況などの現状把握を行い、まちづくり上の問題を明らかにすることが不可欠
- まちの現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定

【まちの現状把握のためのチェックすべき項目】

	内 容	参考となる資料例
まちの概要	地形・地質	国土地理院地図、地質図、国土変遷アーカイブ
	歴史	市町村誌（史）
	道路、鉄道、港湾、公園等社会基盤の状況、面的開発整備状況	道路交通センサス、都市計画図、地方公共団体所有資料
	各種計画 等	総合計画、地域防災計画 等
人口・産業等	人口・将来人口（総人口、年齢階層別人口、世帯数、高齢者数 等）	国勢調査、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所資料
	産業	経済センサス、農林業センサス
土地利用	土地利用及び土地利用に関する規制	都市計画図、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画
	主要施設（教育、医療、福祉施設 等）	都市計画総括図、地方公共団体所有資料
	地籍調査実施状況	地方公共団体所有資料
	人口集中地区（D I D）・建物分布状況 等	国土地理院HP
	建物分布（木造、旧耐震基準建築物 等）	地方公共団体所有資料
	居住不適格地（洪水想定箇所、土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域等）	洪水ハザードマップ、土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域、国土交通省ハザードマップポータルサイト
南海トラフ巨大地震による被害想定	震度、津波高、津波到達時間、浸水範囲、浸水深、液状化、建物被害	和歌山県津波浸水想定（平成25年3月）、和歌山県地震被害想定（平成26年10月）
復興まちづくりの検討を目的とした津波浸水想定	浸水範囲、浸水深、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定及び地震被害想定（平成25年3月及び平成26年10月公表）との比較	海岸保全施設整備後（レベル1津波を防ぐ高さで堤防を整備したと仮定）の浸水想定（県提供資料）
防災・減災対策の現状把握	国・県・市町村が現在講じている（計画している）防災・減災対策	地域防災計画、事業継続計画（BCP）、地方公共団体所有資料
住民アンケート調査等	現状のまちづくりに対する評価	地方公共団体所有資料

2 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

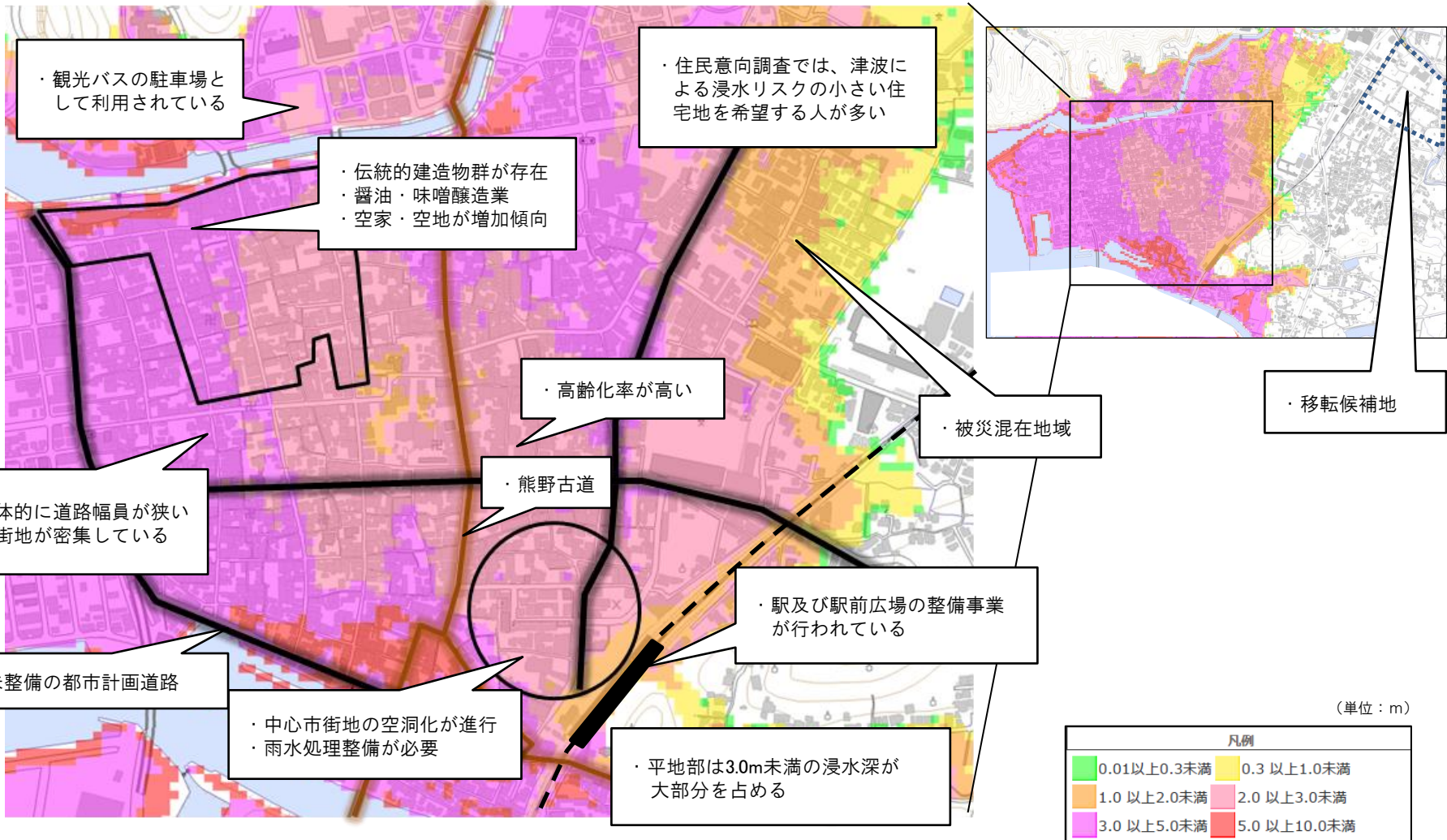
- 人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状を分析
- 道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理

(1) 復興計画事前策定対象地区の現状分析

復興まちづくりのポイント	調査内容	参考となる資料例
人口・世帯数	人口・世帯数の現状・推移を把握し、グラフ等を作成	国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所データ等
地場産業	業種、事業所数を把握し、住宅地図等を活用して立地図を作成	商工会議所・商工会の会員名簿 等
土地利用状況	面積・都市施設状況・公共交通状況等を調査し、土地利用図を作成	都市計画図、国土地理院図面、都市計画基礎調査等
公共公益施設立地状況	公共公益施設（官公庁、教育・医療・福祉施設）の立地状況を把握し、分布図を作成	国土地理院図面 等
都市計画道路、面的整備状況	都市計画道路や区画整理、再開発等の面的整備の状況を把握し、状況図を作成	都市計画図 等
道路狭あい	4 m未満の道路の状況を調査し、道路幅員図を作成	道路台帳 等
避難場所	避難場所や避難所の指定・整備状況を把握し、位置図を作成	地域防災計画 等
下水道未整備等状況	下水道等雨水や汚水を処理する施設の整備状況を把握し、状況図を作成	施設台帳 等
応急仮設住宅用地やがれき集積用地としての適地	津波浸水想定から建物被害状況の予測を行い、応急仮設住宅必要概数を把握し、適地を調査。あわせてがれき集積用地の適地の把握も行う。	和歌山県津波浸水想定、住民基本台帳 等
復興まちづくりの利用に適さない土地	農業振興地域、農用地区域、保安林、土砂災害等の災害危険区域を調査し、分布図等を作成	農業振興地域整備計画、保安林指定区域図、土砂災害危険箇所図 等
地籍調査実施状況	地籍調査の実施状況、移転候補地等の地権者情報（氏名、所在地）や土地境界・面積を把握し、状況図などを作成	地籍調査実施状況図 等

(2) 復興計画事前策定対象地区の特性及び課題の抽出・分析

【復興計画事前策定対象地区のポイント整理のイメージ】



3 復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能なまちが復興できるよう基本的な方針を策定する。

(1) 命を守るまちづくり

(具体的に考えるべき事項)

- 居住エリアは、高台移転等あらゆる手段を用いた地域改造により浸水しない区域に整備するか、あるいは、ある程度の津波浸水を許容して現位置再建を進めるか等について、復興スピード等も踏まえて検討
- 公共施設（庁舎、警察署、消防署、学校等）は、災害時においても機能を維持する必要があるため、浸水しない区域等へ配置
- 要配慮者施設（病院、高齢者施設や児童福祉施設等）は、迅速な避難の確保を図るため、浸水しない区域への配置を基本とするが、浸水する区域に配置する場合は高層化など避難を確実にできる対策の実施
- 居住エリアは、住民等の生命又は身体に危害を及ぼす恐れのある区域（津波避難困難地域、災害危険区域、土砂災害警戒区域等）外に配置
- 津波浸水を許容する区域（産業用地、公園等）には、避難路や避難場所を整備
- これまで着手困難であった密集市街地や道路狭あい等は、面的整備により区画を整えて一定の道路幅員を確保することなどを考慮

(2) 暮らしやすさを高めるまちづくり

(具体的に考えるべき事項)

- 将来も一定の人口密度を維持し、暮らしやすいまちを持続するため、まちの中心拠点や地域拠点を配置（コンパクト化）

中心拠点：行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業機能集積などの都市機能を提供する拠点

地域拠点：行政支所機能、診療所、食品スーパーなど主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点

- 生活の利便性の確保やアクセスの向上などを考慮して、拠点間を結ぶ道路網の充実と公共交通の再編（ネットワーク化）
- 点在する複数の小規模集落を集約し、効率的に再建。集約する際は、既存コミュニティを配慮して配置
- 土地利用の用途制限により、住宅や工場などの混在を解消
- 住まいと生業が深く関わる農業や漁業では住みやすさとともに働きやすさを考慮して居住エリア等を配置
- 集落からの眺望など地域の豊かな自然や特色ある景観に配慮
- これまで着手困難であった密集市街地や道路狭あい等は、面的整備により区画を整えて一定の道路幅員を確保することなどを考慮【再掲】
- 被災混在地区における産業や住宅の現地での自主再建を促進する支援を行うとともに、部分的な道路拡幅等の道路改良の実施や災害公営住宅等の都市施設の再建等の基盤整備を図る。
被災混在地区：津波の高さや流速、建物の耐津波性等の影響で、被災した建物と被災を免れた建物が混在する地区
- 「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定」（平成25年3月和歌山県）による想定浸水深が一定以下の地区については、被災混在地区として復興まちづくりを検討

(3) 産業を守るまちづくり

(具体的に考えるべき事項)

- 商業エリアは役割や利便性を考慮し、津波で浸水しない区域に配置するか、あるいは、津波の浸水を許容して配置するか検討
- 働く場所がないと生活は成り立たないため、産業の復興が迅速に行われるよう、産業用地の確保やアクセス道路を優先して整備
- 水産業や水産加工業は海岸域に、商店街は駅周辺等に配置するなど、産業の立地特性を考慮した上で、集約して配置
- 物流・アクセスを考慮した産業用地の配置
- 観光資源へのアクセスを考慮した道路網の整備
- 津波浸水を許容する区域（産業用地、公園等）には、避難路や避難場所を整備【再掲】
- 土地利用の用途制限により、住宅や工場などの混在を解消【再掲】
- 住まいと生業が深く関わる農業や漁業では住みやすさとともに働きやすさを考慮して居住エリア等を配置【再掲】

4 あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため、大規模災害の発生前である現在からあらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

(1) 地籍調査の推進

- 東日本大震災の被災地では、地籍調査が進んでいない地域で事業計画策定や復興事業の用地買収が難航したケースが多く見られたため、地籍調査を事前に行い、所有者、境界、面積などを正確に把握しておくことが必要である。
- 浸水被害が想定される地域や高台移転候補地など、復興まちづくりを想定している区域の地籍調査を特に推進する。

(2) 復興まちづくり利用適地の抽出

- 高台移転等の復興まちづくり事業を進める上で、土地利用に係る規制（都市計画区域及び用途地域、農業振興地域及び農用地区域の指定状況等）などを確認し、利用適地・ゾーニングを検討する。
- 復興まちづくりに支障を及ぼさないように、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地などを選定する。

(3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整

- 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の域内での確保が困難な場合に備えて、災害時相互応援協定等による市町村連携を強化する。
- 県は必要に応じて、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整を行う。

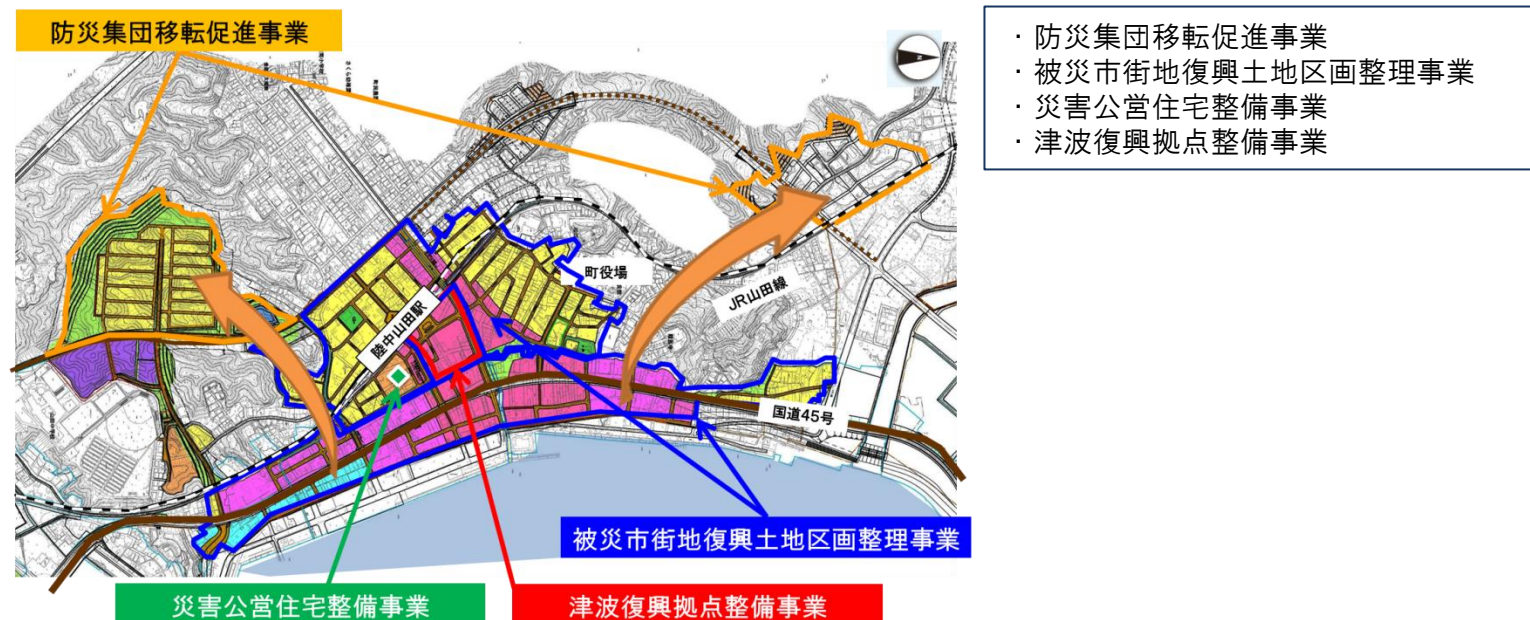
(4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等

- 大規模災害への対応は、初動対応、復旧、復興の業務が連続し、一部の期間が重なりあう。また、大規模災害の発生直後から、職員の不足や庁舎機能等が低下している状況で、災害応急対応業務（避難所運営、救急救助活動等）等を最優先で迅速かつ適切に実施するとともに、一刻も早い復興を成し遂げるため、復興まちづくりに着手する必要がある。このため、あらかじめ、復興まちづくりに向けた体制の整備や業務を整理しておく。
- 東日本大震災では、広範囲にわたり甚大な被害を受け、復旧・復興事業が同時かつ大量に発生し、事業を進めるノウハウ不足に加え、これらを担う人材や工事の資機材が不足した。復旧・復興事業を迅速に進めることができるよう、独立行政法人都市再生機構への復興事業の委託やCM（コンストラクション・マネジメント）方式等の発注方式について事例研究等を行い、業務委託等の活用を含めた執行体制を検討する。
- 復興事業を効果的・効率的に進められるよう、工事調達方法を検討する。
- 復興まちづくり体制の整備については、遅くとも復旧期から復興まちづくりに着手することができるよう、専門部署を確保するとともに、復興本部等の早期設置を行う。

(5) 復興まちづくりの事業手法の整理

- ▶ 地域が望むまちづくりを迅速でより良く実現するため、安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、復興まちづくりの各事業の特色を活かした適切な事業の選択を行う。
- ▶ 想定される被災規模や地形、住民意向等を踏まえ、効率的に事業を進めるためには、各事業を単独で実施するのみではなく、各事業を組み合わせることも検討する。
- ▶ 南海トラフ巨大地震では、東日本大震災以上の被害が想定されている中、東日本大震災の被災地と同様の復興財源が確保されない可能性を考慮し、復興まちづくりの事業規模を検討する必要があることに留意する。

【岩手県山田町山田地区における事業手法】



【東日本大震災被災地において復興まちづくりに活用された主な事業】

事業名	事業概要	補助対象	補助要件 【地区要件】	国補助率 基本 (特例※1)	適用地区 (※2)
防災集団移転促進事業	住民の居住に適当でない被災区域内の住居の集団移転	①住宅団地造成 ②移転者の借入金利子経費 ③道路、集会所等の公共施設整備 ④移転元の宅地等買取費用 ⑤移転者の引っ越し費用 等	団地規模が5戸以上 【災害危険区域の指定】	3/4 (7/8)	宮城県 14市町185地区 岩手県 7市町村88地区
都市再生区画整理事業 (被災市街地復興 土地区画整理事業等)	広範かつ甚大な被災を受けた市街地復興のため、復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地復興を推進	①区画道路、公園等公共施設整備 ②津波防災整地費(防災上必要な土地嵩上げ費用)	①用地買収方式で整備した場合の事業費額を限度 ②計画人口密度40人/ha以上の場合 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 7市町26地区 岩手県 7市町村19地区
津波復興拠点整備事業	復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)を用地買収方式で緊急整備	①公共施設等整備(道路、公園、緑地、津波防災まちづくりの拠点、災害時の活動拠点として機能する施設) ②用地取得造成	1市町村2団地(20ha以下/団地) 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 6市町10地区 岩手県 6市町10地区
漁業集落防災機能強化事業	漁業集落の安全安心な居住環境確保のための整備を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進(地域水産業と漁村の復興)	①漁業集落の地盤嵩上げ・切盛土 ②漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤整備 ③高台避難地、避難路等の防災安全施設整備	・300人以上5,000人以下の漁業集落(過疎は50人以上) ・漁家率1位又は漁業依存度1位の集落 【漁業集落内】	1/2 (3/4)	宮城県 9市町92地区 岩手県 11市町村41地区
災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備	①住宅の建設等費用 ②土地取得、造成費用 等	・全域で4,000戸以上の住宅滅失 ・区域内で100戸以上又は1割以上が滅失	(建設) 3/4 (7/8)	宮城県 12市町85地区 岩手県 11市町村191地区

※1 東日本大震災の被災地における国補助率

※2 宮城県復興まちづくりのあゆみ～集中復興期間の総括及び復興・創生期間に向けて～(H28.3)及び復興実施計画における主な取組の進捗状況(岩手県H29.1)より抜粋

なお、東日本大震災復興特別区域法において、上記復興まちづくりのための事業を含む道路事業や都市公園事業など40の事業が復興交付金の対象とされている。

(6) 地域産業の強化支援

- 暮らしの復興には、産業の迅速な復興による働く場所の確保が重要であり、被災直後から意向調査やグループ補助金、中小企業融資制度等による復興支援が行えるように、産業復興を担当する部署の設置を事前に検討しておく。
- 農地の津波被災の場合、発災後から海水（湛水）の排除、がれきの撤去、土壌からの塩抜き等の作業を行い、本格営農再開まで5年程度が必要となり、長期間にわたって営農できないことが想定されるため、経営再開支援事業等の国の支援制度等について事前に事例研究を行う。
- 地域産業において販路等の取引関係を確実に回復させるためには、平時から地域産品の高付加価値化に取り組む必要があり、魅力ある新商品の研究開発や販路開拓に向けた販売促進キャンペーンなどブランド力強化への支援を行う。
- 被災から迅速に再建するためには、事業継続計画（BCP）の策定や耐震化、顧客データ等のバックアップ等の事前対策が必要であるため、企業防災に関するセミナー等を開催する等の支援を行う。
- 被災後に落ち込む観光客数を早期にとりもどせるよう、和歌山県が有する世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、白浜温泉など魅力あふれる多様な観光資源の保全を図るとともに、新たな観光資源の創出を行う。
- ブランド力や事業継続力の向上に向けた取組は、大規模災害被災後も継続することが重要である。

(7) 公共施設の高台移転等事前の取組

- ▶ 復興計画事前策定で想定した公共公益施設（官公庁、教育・医療・福祉施設等）の高台移転等の実施が可能な場合は、事前に事業を推進する。
- ▶ 被災後の円滑な復興に備え、被災前に着手可能な取組を進めることが重要であり、土地区画整理事業等の都市計画事業を活用することが想定される区域は、都市計画区域の指定を検討する。
- ▶ 被災後の円滑な復興に備え、復興方針等について地域防災計画や都市計画マスタープラン等への位置づけを検討する。

(8) 計画策定における合意形成

- ▶ 東日本大震災の被災地では、住民への意見聴取等の取組不足や漁業者等からの堤防等海岸保全施設の整備への反対等により、事業計画策定段階での合意形成が長期化したケースがある。このため、あらかじめ住民等を含めて現状の課題や復興まちづくりの方向性等について協議を行うため、市町村において協議会の設置等を行うことが有効である。
- ▶ 安全性や機能性を確保しつつ、長期にわたって自らが住み、また子や孫が住み続けられる場所として、誇りや愛着を持てる故郷により良く再生していくことが重要である。復興まちづくりや復興計画事前策定に対する理解を深めて、自らが暮らし続けたいと思えるまちに円滑に復興できるよう、住民や事業者等が主体的に参加する復興まちづくりワークショップ等を開催して意見交換を行う。
- ▶ 事前の復興計画は、議会の承認等を得ることが望ましい。
- ▶ 社会情勢の変化等に応じて、定期的な見直しを図るものとする。

(1) 復興まちづくりのパターン

復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、あるいは組み合わせて検討する。

➤ 多重防御のパターンの例

- ①現状
- ②津波の襲来
- ③津波浸水想定 of 把握
- ④多重防御、既存集落隣接地造成
- ⑤安全性が高まったエリアの造成
- ⑥住宅の再建

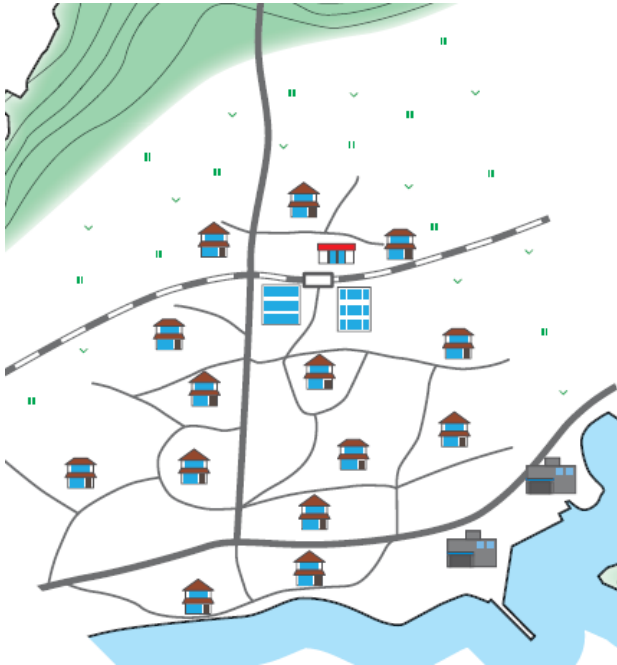
➤ 移転、嵩上げのパターンの例

- ①現状
- ②津波の襲来
- ③津波浸水想定 of 把握
- ④嵩上げ部造成
- ⑤移転先の造成
- ⑥住宅の再建

多重防御のパターンの例

① 現況

平面図

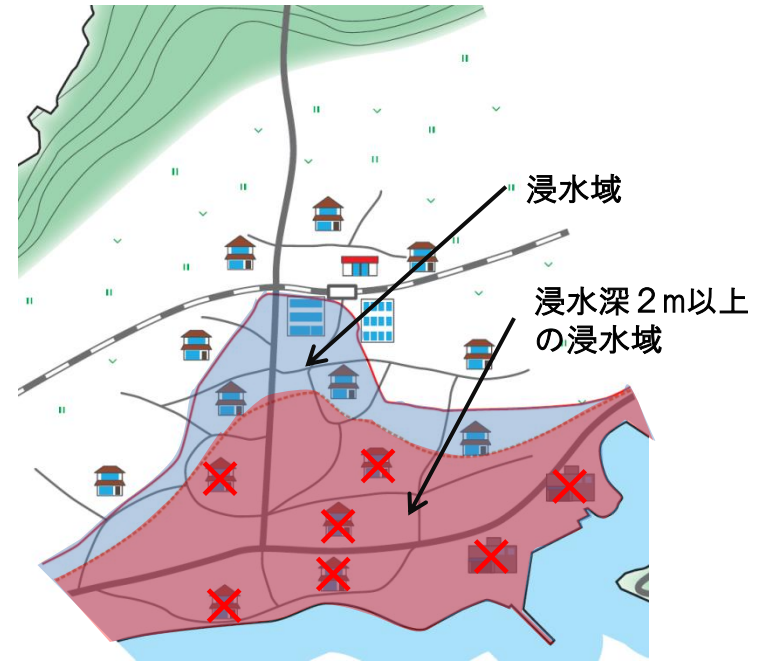


断面図



② 津波の襲来

平面図



断面図

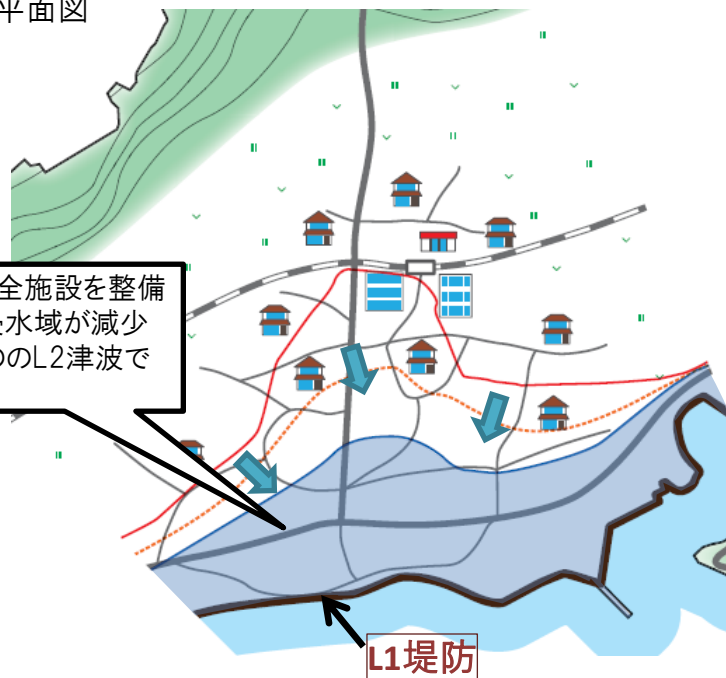


○浸水深2m以上の浸水域では、家屋が流出するなど甚大な被害が発生

多重防御のパターンの例

③ 津波浸水想定を把握

平面図



海岸保全施設を整備しても浸水域が減少するもののL2津波で浸水

L1堤防

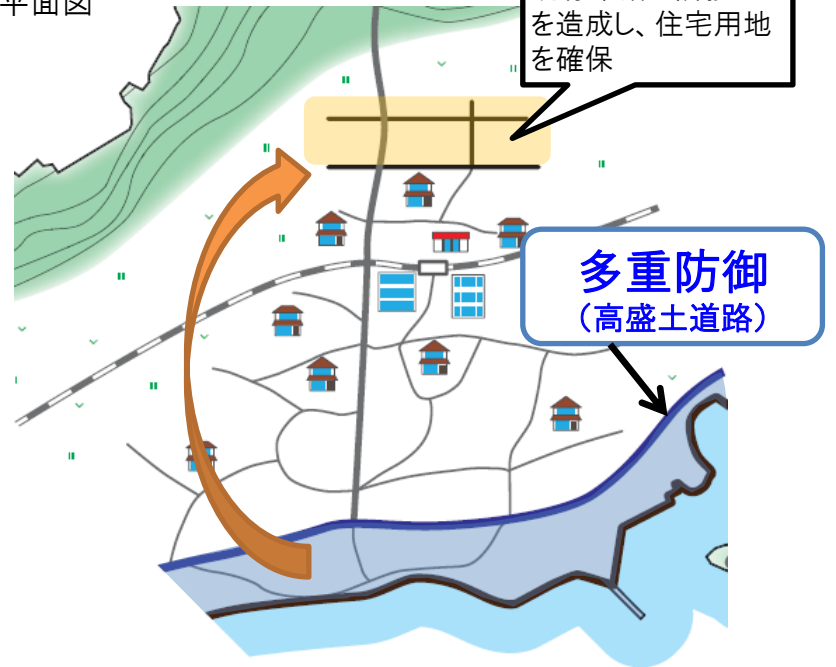
断面図



- レベル1津波からの浸水を防御する高さで海岸保全施設を整備すると仮定。その上で、レベル2津波のシミュレーションによる浸水想定を把握

④ 多重防御、既存集落隣接地造成

平面図



既存集落の隣接地を造成し、住宅用地を確保

多重防御 (高盛土道路)

断面図

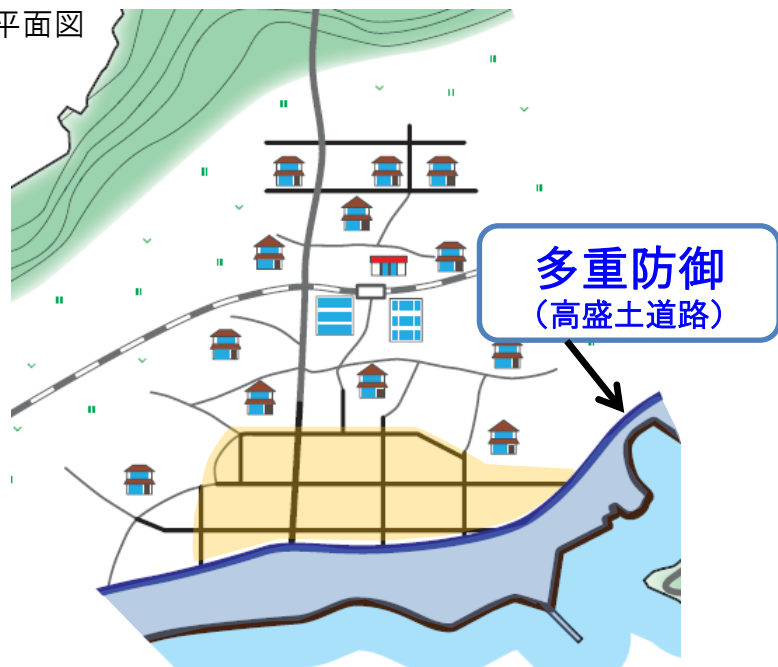


- 高盛土道路などの多重防御により、海岸保全施設を越える津波を抑制
- 海岸沿いの住宅の一部は、新たに造成する既存集落の隣接地に移転

多重防御のパターンの例

⑤ 安全性が高まったエリアの造成

平面図



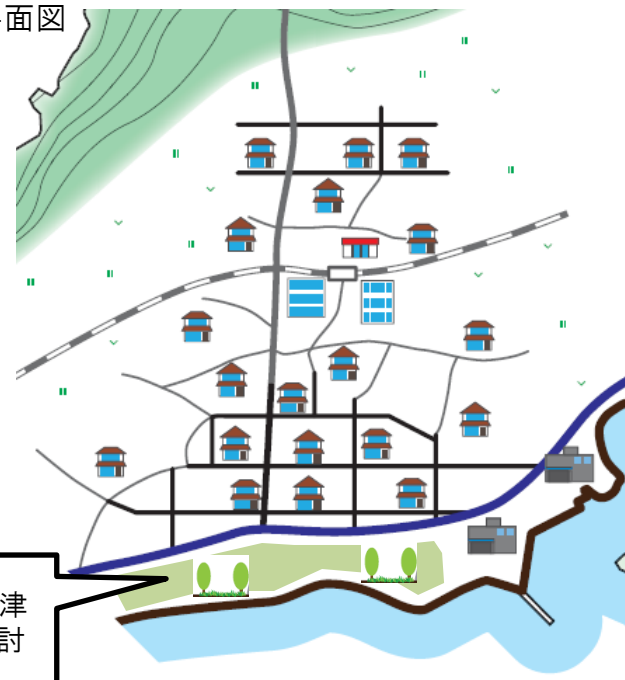
断面図



- 高盛土道路背後の安全性が高まったエリアは、面的整備により区画や道路を整え、現位置に存在した住宅や海岸沿いに存在した住宅の一部を再建

⑥ 住宅の再建

平面図



断面図

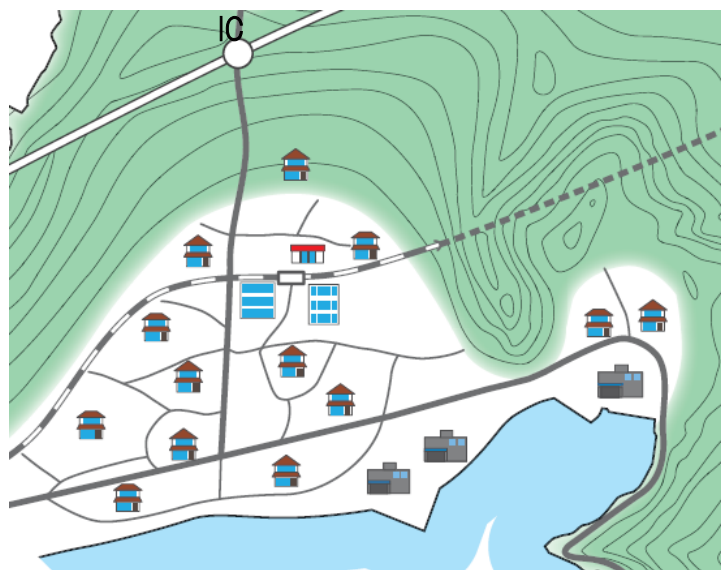


- 海岸沿いのエリアは、災害危険区域などの建築制限をかけ、産業地や公園等を配置
- 産業地や公園等には、津波避難施設や避難路を配置し、災害時の安全を確保

移転、嵩上げのパターンの例

① 現況

平面図

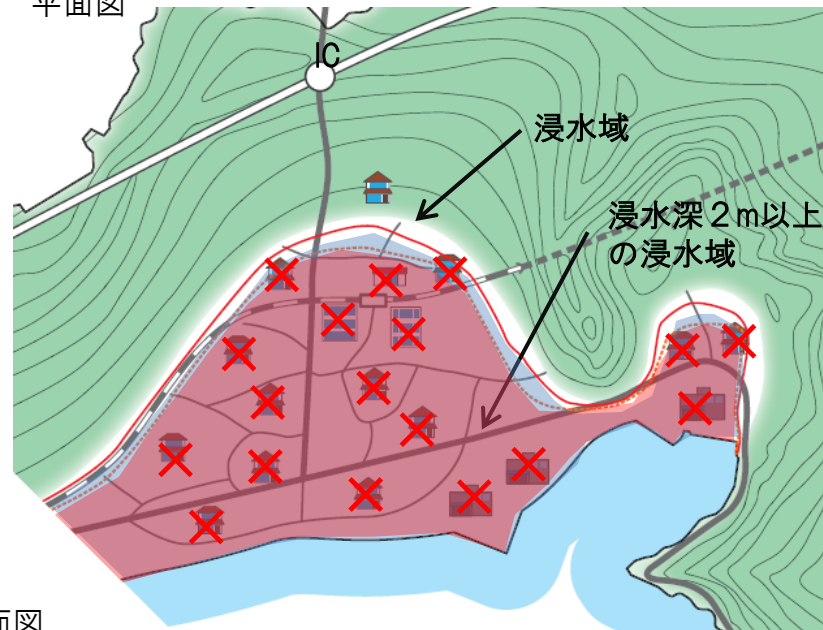


断面図

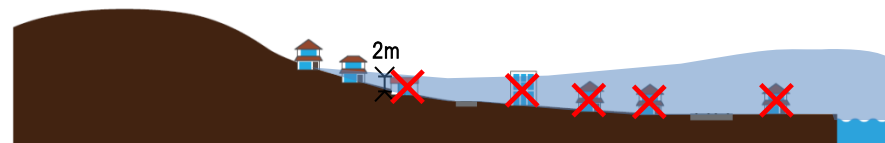


② 津波の襲来

平面図



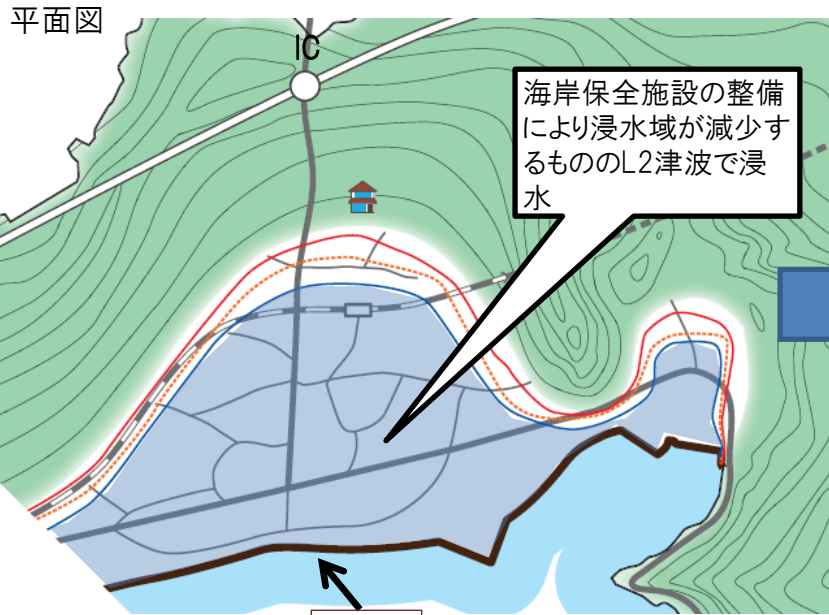
断面図



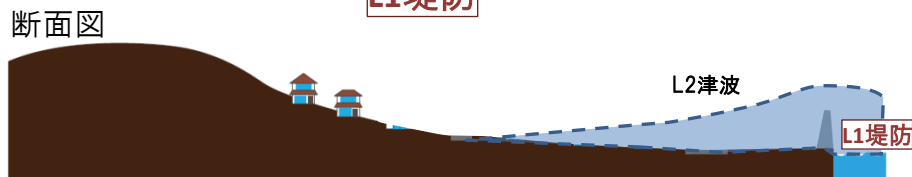
○浸水深2m以上の浸水域では、家屋が流出するなど甚大な被害が発生

移転、嵩上げのパターンの例

③ 津波浸水想定を把握



L1堤防



○レベル1津波からの浸水を防御する高さで海岸保全施設を整備すると仮定。その上で、レベル2津波のシミュレーションによる浸水想定を把握

④ 嵩上げ部造成



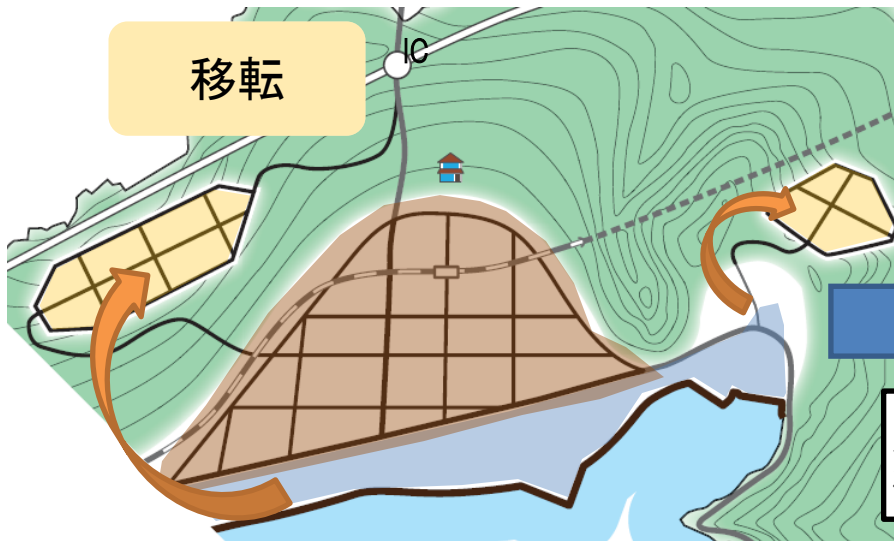
○駅周辺など現地再建が必要なエリアは地盤の嵩上げにより浸水を抑制

移転、嵩上げのパターンの例

⑤ 移転先の造成

平面図

移転



断面図

移転



- 海岸沿いの住宅は、嵩上げ部や高台に移転
- 移転先と既存集落や高速道路 | C を結ぶ道路を配置

⑥ 住宅の再建

平面図

災害危険区域や津波避難場所を検討



断面図

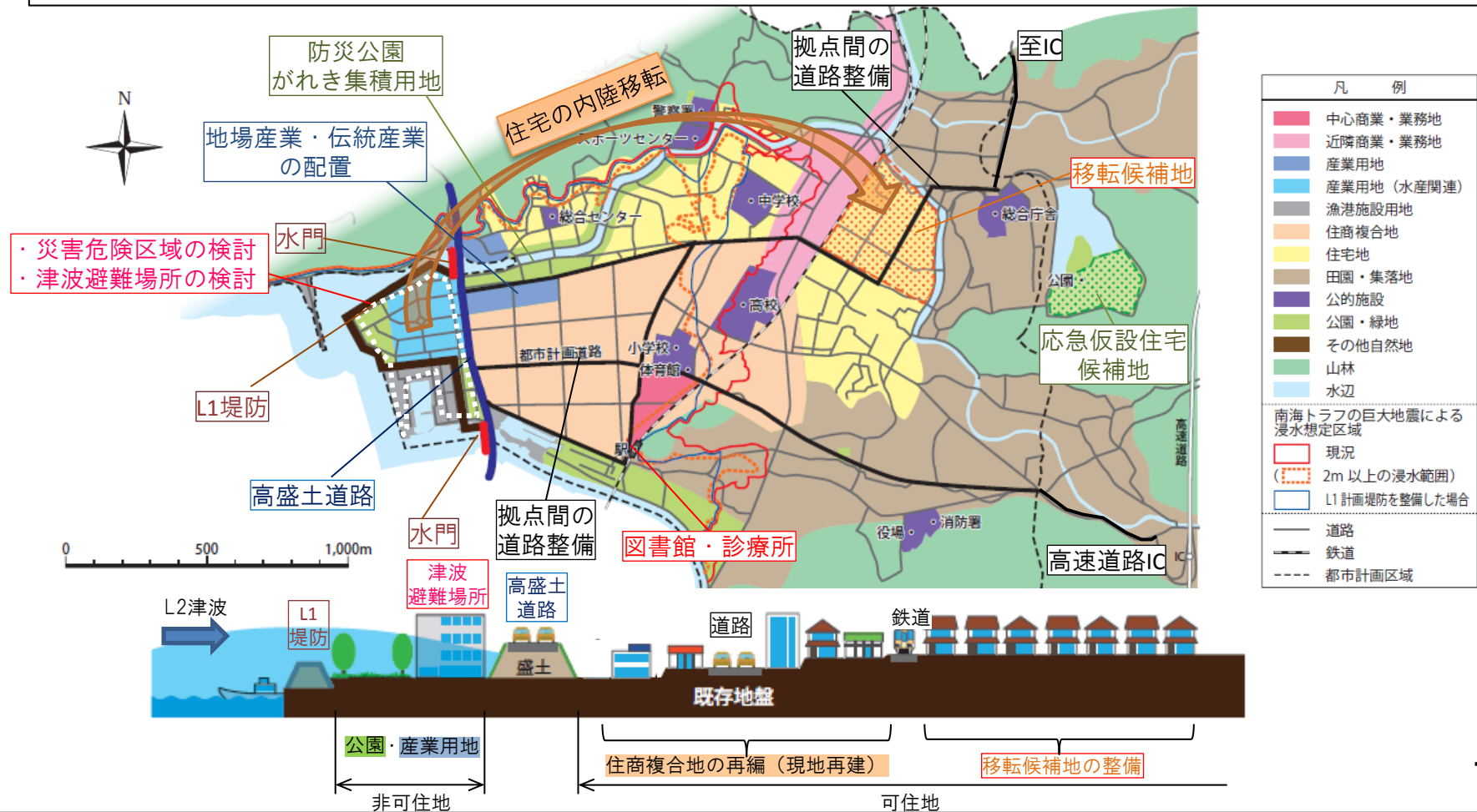


- 海岸沿いのエリアは、災害危険区域などの建築制限をかけ、産業地や公園等を配置
- 産業地や公園等には、津波避難施設や避難路を配置し、災害時の安全を確保

(2) 「復興まちづくりイメージ」の作成事例

ア ならかな平地が広がる地域の事例

- 海岸堤防を整備した上で、高盛土道路（多重防御）により内陸部は浸水を抑制し現地再建
- 高盛土道路より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーンを検討
- 非可住地となった従前居住地の移転先として、内陸部に住宅地（新規団地）を検討
- 応急仮設住宅用地の候補地として、既存公園を検討
- がれき集積用地の候補地として、新たに公園・緑地となる川沿いの用地を検討



イ 山地が迫り平地が狭小な地域の事例

- 海岸堤防を整備した上で、駅周辺などの中心部は盛土により浸水を抑制し現地再建
- 盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーンを検討
- 非可住地となった従前居住地の移転先として、高台の運動公園や新たな造成地に住宅地を検討
- 海岸沿いの景勝地は、展望や親水の間として、公園を検討
- 応急仮設住宅・仮設店舗用地の候補地として、新たに整備される高速道路IC付近を検討
- がれき集積用地の候補地として、新たに公園・緑地となる海岸沿いの用地を検討



6 復興計画事前策定の手順

1 まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

2 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

- (1) 復興計画事前策定対象地区の現状分析
- (2) 復興計画事前策定対象地区の特性及び課題の抽出・分析

3 復興計画事前策定における基本的な方針

- (1) 命を守るまちづくり
- (2) 暮らしやすさを高めるまちづくり
- (3) 産業を守るまちづくり

4 「復興まちづくりイメージ」の作成

- (1) 復興まちづくりのパターン
- (2) 「復興まちづくりイメージ」の作成事例

復興計画の事前決定

あらかじめ取り組むべきこと

- (1) 地籍調査の推進
- (2) 復興まちづくり利用適地の抽出
- (3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- (4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等
- (5) 復興まちづくりの事業手法の整理
- (6) 地域産業の強化支援
- (7) 公共施設の高台移転等事前の取組
- (8) 計画策定における合意形成

南海トラフ地震からの復興計画の事前策定に向けた統一手法研究会

区分	役職名	敬称略 ふりがな 氏名
座長	筑波大学 名誉教授・特命教授	いしだ はるお 石田 東生
委員	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授	たむら けいこ 田村 圭子
委員	独立行政法人都市再生機構 (第1・2回研究会) 復興支援統括役	わたなべ えいじ 渡部 英二
	(第3・4回研究会) 統括役(復興担当)	にいだ たきと 新居田 滝人
委員	一般社団法人日本建設業連合会 復旧・復興対策特別委員会 復興まちづくり部会 幹事長	しらいし やすいち 白石 泰一

※ オブザーバーとして、復興庁、農林水産省、国土交通省が出席

※ 県内の市町村長が出席